

宗像市障害福祉計画

平成19年3月

宗像市

目 次

総 論

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 本市の障害者を取り巻く現状	4
1. 人口の状況	4
2. 障害者の状況	5
3. 障害者福祉サービス等の状況	7
4. 実態調査からみた障害者の状況	11
第3章 計画の基本方針	26
1. 計画の基本理念	26
2. 計画の基本的な視点	26
3. 平成23年度における目標値の設定	27
第4章 計画の重点施策	29
1. 相談支援体制の確立	29
2. 就労支援の推進	31

各 論

第1章 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込みと確保の方策	32
1. 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込み	32
2. 障害福祉サービス・相談支援の確保の方策	37
第2章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策	38
1. 地域生活支援事業の実施内容	38
2. 地域生活支援事業の必要量見込み	41
3. 地域生活支援事業の確保の方策	42
第3章 制度の円滑な実施のための方策	43
第4章 計画の推進に向けて	46

資料編

1. 宗像市障害福祉計画検討委員会設置要綱	47
2. 宗像市障害福祉計画検討委員会委員名簿	48
3. 宗像市障害福祉計画策定の経緯	49
4. 宗像市保健福祉審議会 諮問書・答申書	50

第1章 計画策定にあたって

1．計画策定の背景・趣旨

障害者施策について、国においては平成15年4月に支援費制度が導入され、従来の措置制度が契約制度へと転換し、利用者自らが必要な障害福祉サービスを選択できるようになりました。この結果、サービス利用者数は大きく増加しました。しかし、利用者の急増に伴ってサービス費用も増大し、現状のままでは制度の維持が困難になることが予測されています。それに加え、居宅介護事業等が未実施の市町村があるなど、サービス提供体制について大きな地域格差がみられる、精神障害者に対するサービスが支援費制度の対象となっていない、障害種別ごとに大きなサービス格差がある、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められている等の諸問題が生じ、障害者が地域で暮らすための基盤整備が大きな課題となっています。

こうした状況に対応して、平成17年10月に障害者自立支援法が制定され、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるように、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われ、市町村には「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。

以上のことから、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制整備を図り、障害者施策をより一層推進するため「宗像市障害福祉計画」を策定します。

2．計画の性格

この計画は、障害者自立支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」にあたるものであり、国の基本方針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量見込みや確保の方策等を定める計画です。

なお、本市は、障害者基本法第9条の規定に基く「市町村障害者計画」を内包した、保健福祉分野の総合計画として「宗像市保健福祉計画」を策定しており、本計画はこの「宗像市保健福祉計画」の下位計画と位置づけられます。

【「宗像市障害福祉計画」の位置づけ】

第1次宗像市総合計画
(前期計画：平成17～21年度)

宗像市保健福祉計画
(平成17～21年度)

- ◆ 保健福祉の総合計画として、保健・地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等に関する市の基本方針を定めた計画
- ◆ 「市町村障害者計画」(障害者基本法第9条)にあたる「障害者施策推進計画」を内包する

宗像市障害者施策推進計画

■基本方針：ともに働きともに暮らす共生社会づくり

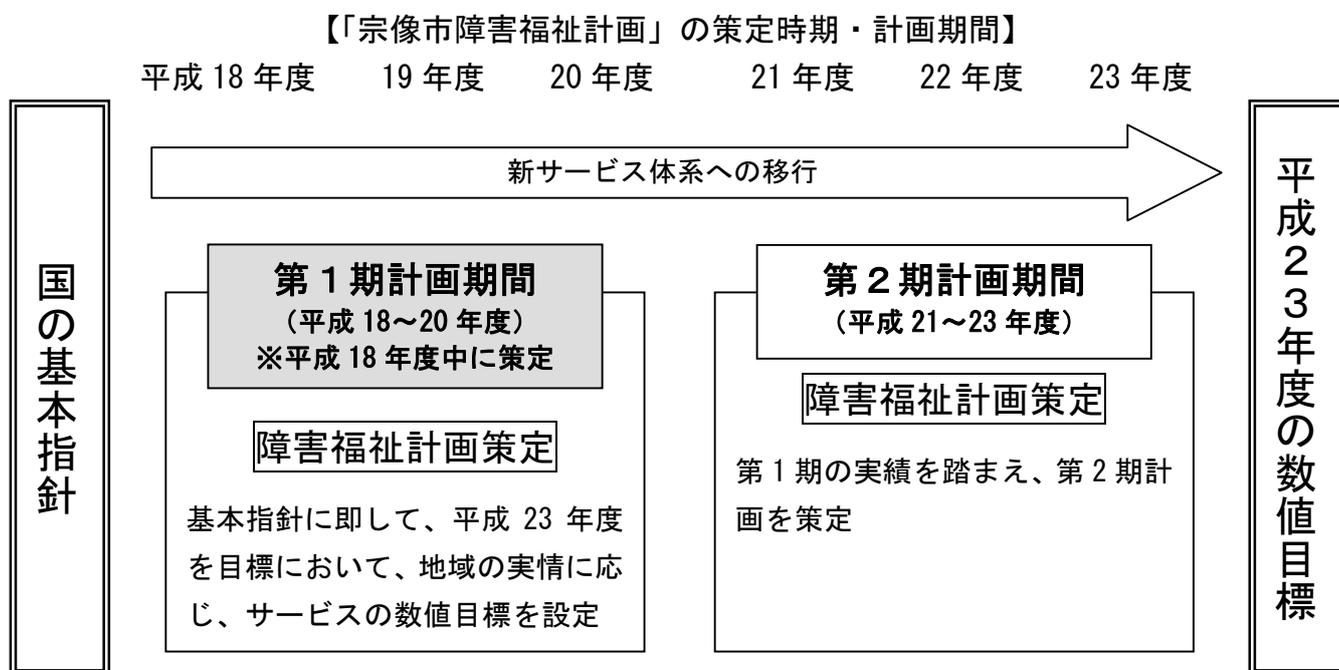
■施策分野：予防とリハビリテーションの充実
在宅福祉サービスの提供
社会参加の促進と自立支援

宗像市障害福祉計画

- 障害者自立支援法(第88条)に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
※第1期計画は、平成18年度中に、平成20年度までを計画期間として策定
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

3. 計画の期間

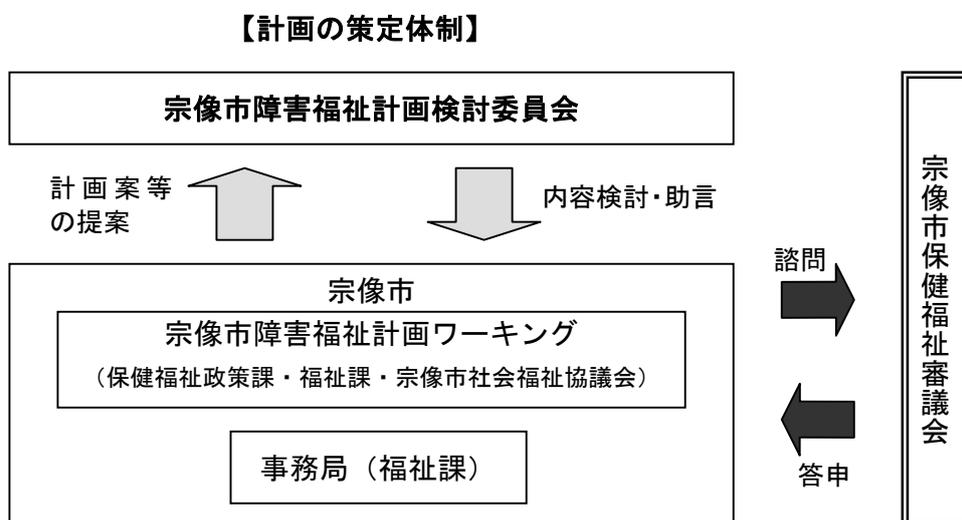
この計画は、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度を目標としつつ、その前半となる、平成18年度から平成20年度までのサービス必要量見込み等を定める計画です（第1期計画）。



4. 計画の策定体制

当事者団体代表者や学識経験者、関係機関等で組織する「宗像市障害福祉計画検討委員会」において、計画内容等について検討いただき、関係者の意見の反映に努めました。

また、計画原案に対する市民意見提出手続（パブリックコメント）を行い、広く市民の意見・要望等を計画原案に反映し、「宗像市保健福祉審議会」へ諮問・答申を行いました。



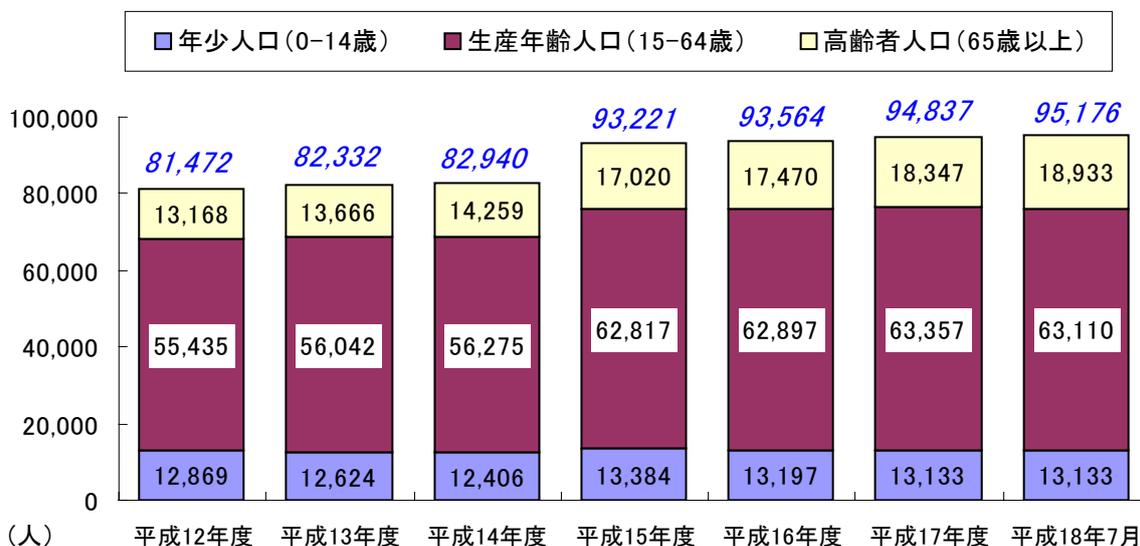
第2章 本市の障害者を取り巻く現状

1. 人口の状況

平成18年7月現在の本市の総人口は95,176人であり、そのうち、高齢者人口（65歳以上）は18,933人、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は19.9%であり、市民の約5人に1人が高齢者となっています。

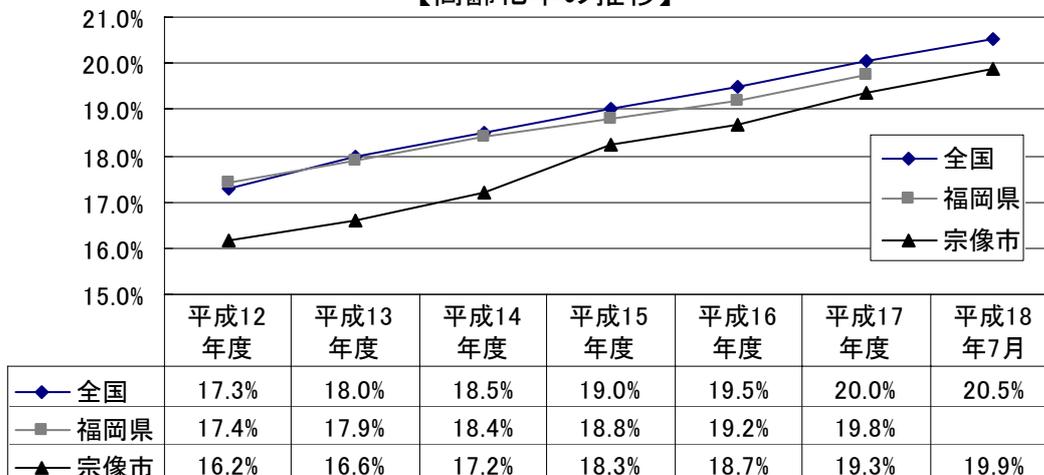
高齢化率は全国・福岡県より低い状況で推移していますが、国・県の動向と同様に、毎年度上昇し続けており、少子高齢化が進行しています。

【人口の推移】



資料／住民基本台帳・外国人登録等（平成12-17年度：10月1日現在、平成18年度：7月現在）
 ※平成14年度以前は、合併前の旧宗像市のみの人口

【高齢化率の推移】



資料／全 国：総務省統計局「人口推計」（平成12-17年度：10月1日現在、平成18年度：7月現在）
 福岡県：「福岡県の人口と世帯（推計）」（平成12-17年度：10月1日現在、平成18年度：7月現在分は12月現在未集計）

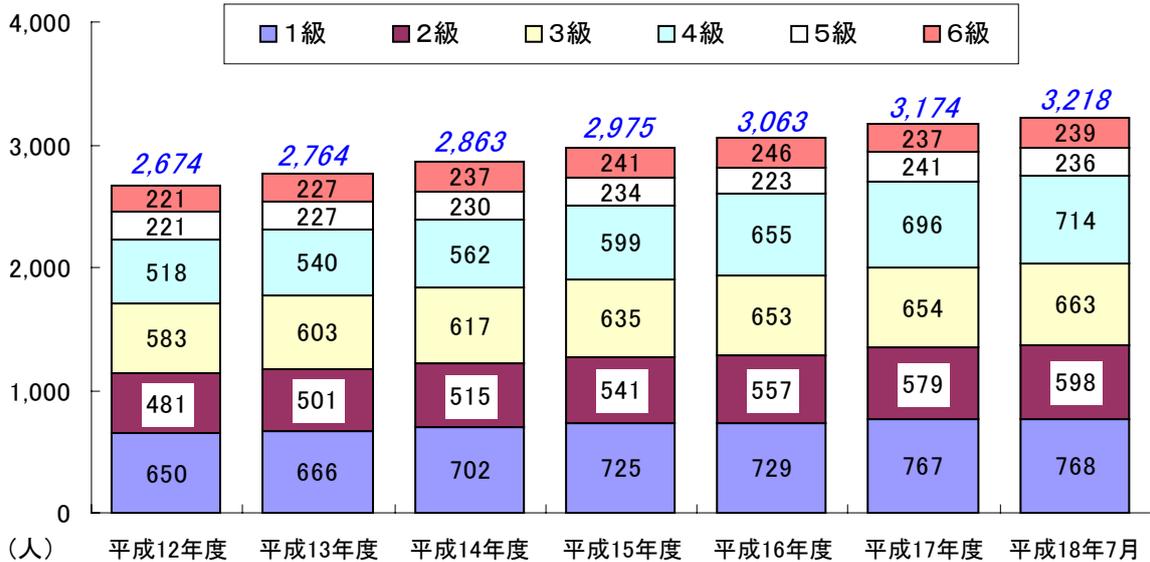
2. 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は年間 90～110 人程度ずつ増加しており、平成 18 年 7 月現在では 3,218 人です。そのうち、1・2 級の重度障害者が 42.4% (1,366 人) を占めています。

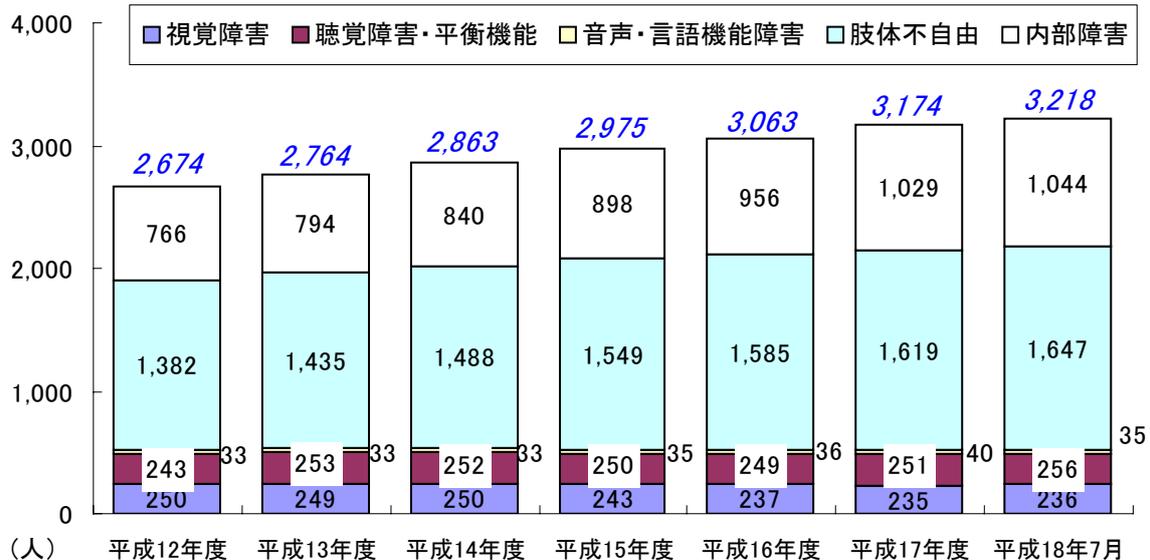
身体障害の内容（種類）では、「肢体不自由」「内部障害」が多く、これら 2 障害で全体の 8 割を占めています。また、「内部障害」は平成 12～18 年度間で 1.4 倍に増加しており、他の障害に比べて顕著に増加しています。

【身体障害者手帳所持者（等級別）の推移】



(人) 平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年7月
資料／福祉課（平成 12～17 年度：年度末現在、平成 18 年度：7 月現在）

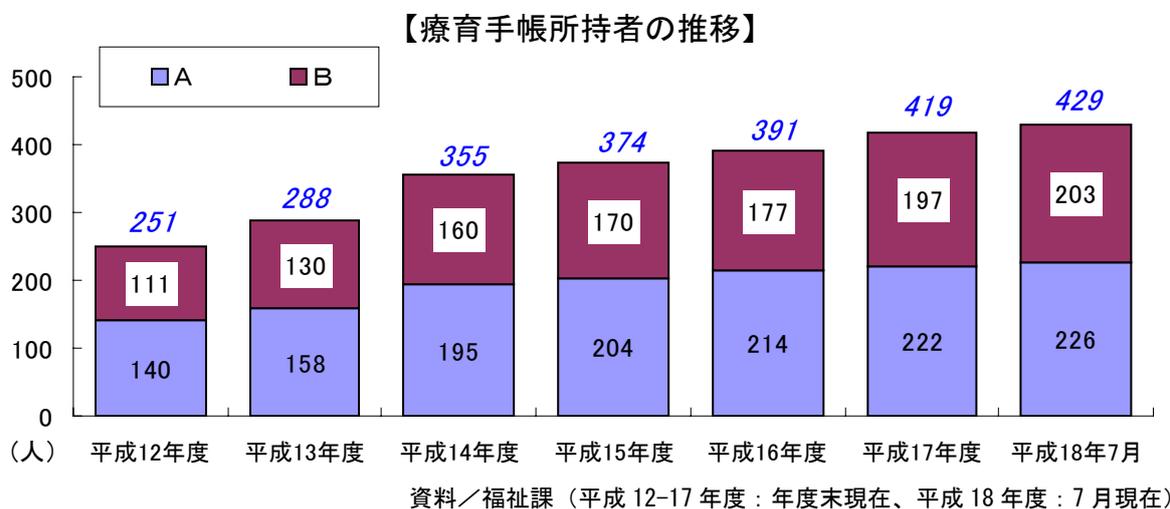
【身体障害者手帳所持者（種類別）の推移】



(人) 平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年7月
資料／福祉課（平成 12～17 年度：年度末現在、平成 18 年度：7 月現在）

(2) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は、年度間の変動はあるものの、概ね年間 20～30 人程度ずつ増加しており、平成 18 年 7 月現在 429 人となっています。また、療育手帳 A・B は概ね半数ずつで推移しています。



(3) 精神障害者の状況

平成 18 年 7 月現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は 236 人、自立支援医療（旧 通院医療費公費負担制度）利用者は 631 人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療利用者の状況】

区分		人数
精神障害者保健福祉手帳所持者	1級	44人
	2級	147人
	3級	45人
	計	236人
自立支援医療利用者		631人

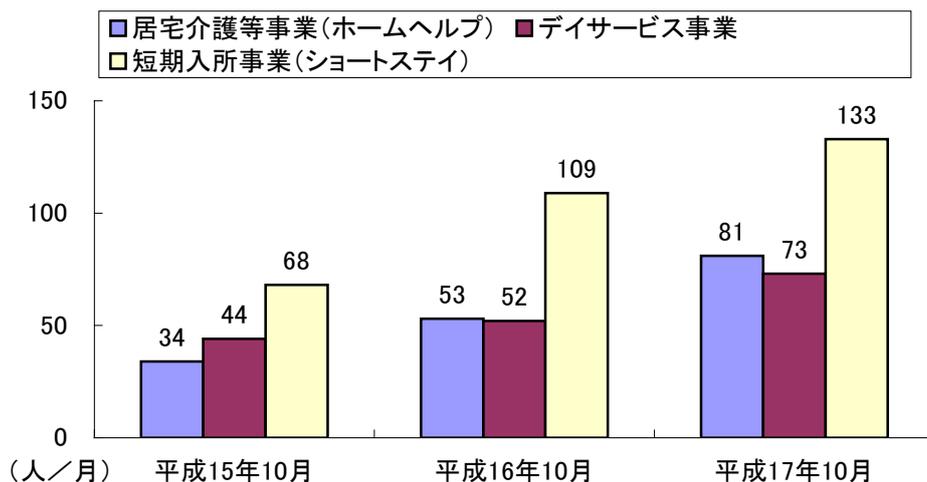
資料／福祉課 (平成 18 年 7 月現在)

3. 障害者福祉サービス等の状況

(1) 居宅サービスの状況

平成15～17年度の支援費制度のもとでの居宅サービスの状況をみると、障害者数の増加に伴い、主要3サービス（ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ）の利用者も増加しており、特に知的障害者や精神障害者、児童の利用増が顕著です。

【支援費制度サービス等の実利用者数の推移】



※居宅介護等事業（ホームヘルプ）：身体障害者・知的障害者・精神障害者・児童の実利用者数

※デイサービス事業・短期入所事業（ショートステイ）：身体障害者・知的障害者・児童の実利用者数

【居宅介護等事業（ホームヘルプ）の利用状況】

		平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月	増加率(H17/H15)
支給決定実人数(人)	身体障害者居宅介護等事業	21人	24人	32人	1.5
	知的障害者居宅介護等事業	2人	3人	4人	2.0
	児童居宅介護等事業	5人	19人	28人	5.6
	精神障害者居宅介護等事業	6人	7人	17人	2.8
	計	34人	53人	81人	2.4
支給決定時間数(時間)	身体障害者居宅介護等事業	445時間	578時間	649時間	1.5
	知的障害者居宅介護等事業	16時間	38時間	48時間	3.0
	児童居宅介護等事業	115時間	160時間	267時間	2.3
	精神障害者居宅介護等事業	68時間	84時間	173時間	2.5
	計	644時間	859時間	1136時間	1.8
一人当たり支給決定時間数(時間/人)	身体障害者居宅介護等事業	21時間	24時間	20時間	1.0
	知的障害者居宅介護等事業	8時間	13時間	12時間	1.5
	児童居宅介護等事業	23時間	8時間	10時間	0.4
	精神障害者居宅介護等事業	11時間	12時間	10時間	0.9
	計	19時間	16時間	14時間	0.7

資料/福祉課

【デイサービス事業の利用状況】

		平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月	増加率(H17/H15)
支給決定実人数(人)	身体障害者デイサービス事業	23人	21人	23人	1.0
	知的障害者デイサービス事業	1人	12人	4人	4.0
	児童デイサービス事業	20人	19人	46人	2.3
	計	44人	52人	73人	1.7
支給決定日数(日)	身体障害者デイサービス事業	359日	315日	353日	1.0
	知的障害者デイサービス事業	10日	46日	74日	7.4
	児童デイサービス事業	253日	173日	399日	1.6
	計	622日	534日	826日	1.3
一人当たり支給決定日数(日/人)	身体障害者デイサービス事業	16日	15日	15日	1.0
	知的障害者デイサービス事業	10日	4日	19日	1.9
	児童デイサービス事業	13日	9日	9日	0.7
	計	14日	10日	11日	0.8

資料/福祉課

【短期入所事業（ショートステイ）の利用状況】

		平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月	増加率(H17/H15)
支給決定実人数(人)	身体障害者短期入所事業	22人	27人	29人	1.3
	知的障害者短期入所事業	15人	24人	34人	2.3
	児童短期入所事業	31人	58人	70人	2.3
	計	68人	109人	133人	2.0
支給決定日数(日)	身体障害者短期入所事業	183日	189日	204日	1.1
	知的障害者短期入所事業	192日	217日	311日	1.6
	児童短期入所事業	261日	470日	515日	2.0
	計	636日	876日	1030日	1.6
一人当たり支給決定日数(日/人)	身体障害者短期入所事業	8日	7日	7日	0.8
	知的障害者短期入所事業	13日	9日	9日	0.7
	児童短期入所事業	8日	8日	7日	0.9
	計	9日	8日	8日	0.8

資料/福祉課

【地域生活援助事業（グループホーム）の利用状況】

	平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月	増加率(H17/H15)
知的障害者地域生活援助事業 (知的障害者グループホーム)	5人	6人	8人	1.6
精神障害者地域生活援助事業 (精神障害者グループホーム)	0人	0人	1人	-

資料/福祉課

(2) 施設サービスの利用状況

支援費制度対象の施設サービス利用者は、平成17年10月現在、201人（入所施設：115人、通所施設：84人、通勤寮：2人）であり、大幅な増加はないものの、微増傾向にあります。

【主な施設サービス（支援費制度対象）の利用状況】

		平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月	増加率(H17/H15)
身体障害者更生施設	[入所]	1人	0人	1人	1.0
	[通所]	0人	0人	0人	-
身体障害者療護施設	[入所]	21人	23人	23人	1.1
	[通所]	10人	9人	10人	1.0
身体障害者授産施設	[入所]	10人	12人	12人	1.2
	[通所]	1人	2人	2人	2.0
知的障害者更生施設	[入所]	64人	71人	72人	1.1
	[通所]	1人	2人	6人	6.0
知的障害者授産施設	[入所]	6人	7人	7人	1.2
	[通所]	63人	67人	66人	1.0
知的障害者通勤寮		2人	2人	2人	1.0
計		179人	195人	201人	1.1
(再掲)	入所	102人	113人	115人	1.1
	通所	75人	80人	84人	1.1

資料／福祉課

【市内の障害者関連施設の状況】

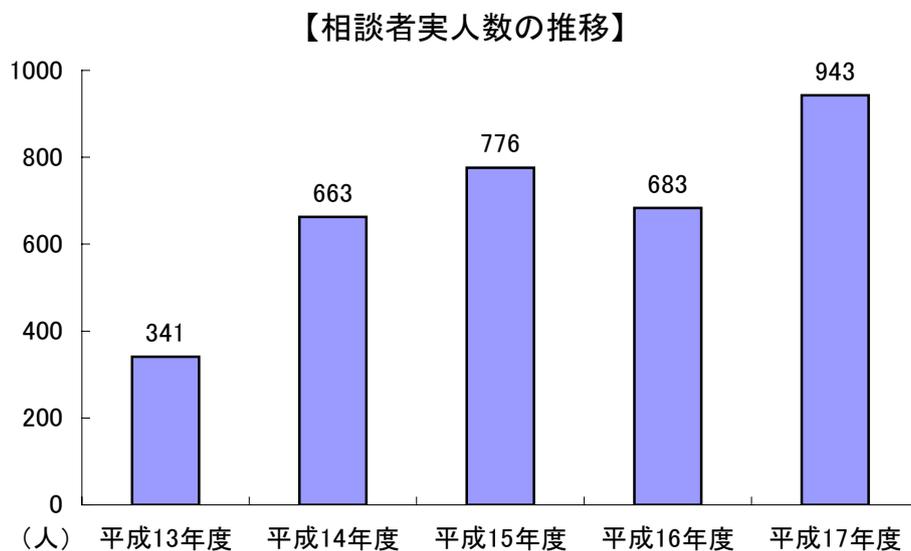
施設の種類	施設名	所在地	利用者 (宗像市)
身体障害者入所療護施設	むなかた苑	田久	16人
知的障害者入所更生施設	緑ヶ丘学園	大井	18人
	玄海はまゆう学園	江口	10人
身体障害者通所療護施設	むなかた苑	田久	12人
知的障害者通所授産施設	くすの木園	用山	34人
	はまゆうワークセンター	自由ヶ丘南	34人
障害児通園施設	のぞみ園	久原	50人
グループホーム	くすくすホーム	用山	2人
	シーサイドヒルはまゆう	江口	1人
小規模作業所	宗像コスモス会	田熊	14人
放課後等対策事業	ほっぷ	河東	49人

資料／福祉課

(3) 相談サービス等の状況

「障害者生活支援事業」として、在宅の障害者を対象に、サービスの利用援助、社会資源の活用、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、相談、情報提供等を実施しています（宗像市社会福祉協議会へ委託）。

相談者数は増加傾向にあり、平成17年度で943人となっています。



資料／宗像市社会福祉協議会

※平成16年度から権利擁護に関する相談業務を「障害者生活支援事業」とは別の事業として整理したため、平成15-16年度間で相談者数が減少している（平成15年度までは権利擁護関連の相談者数を含む人数）

4 . 実態調査からみた障害者の状況

本計画の上位計画である「宗像市保健福祉計画」の策定に際して、平成 15 年に障害者を対象とした実態調査を行いました。

主な調査結果は次頁以降のとおりであり、この調査結果も参考としながら、計画を策定しました。

【調査設計と回収結果】

	身体障害者調査	知的障害者調査	精神障害者調査
調査対象	宗像市に居住している 身体障害者 (全数)	宗像市に居住している 知的障害者 (全数)	宗像市に居住している 精神障害者 (全数)
調査方法	郵送配布-郵送回収	郵送配布-郵送回収	郵送配布-郵送回収
標本数	3,000 サンプル	400 サンプル	150 サンプル
有効 回収数	1,907 サンプル	200 サンプル	96 サンプル
有効 回収率	63.6%	50.0%	64.0%
調査期間	平成 15 年 10 月 28 日 (火) ~平成 15 年 11 月 10 日 (月)		

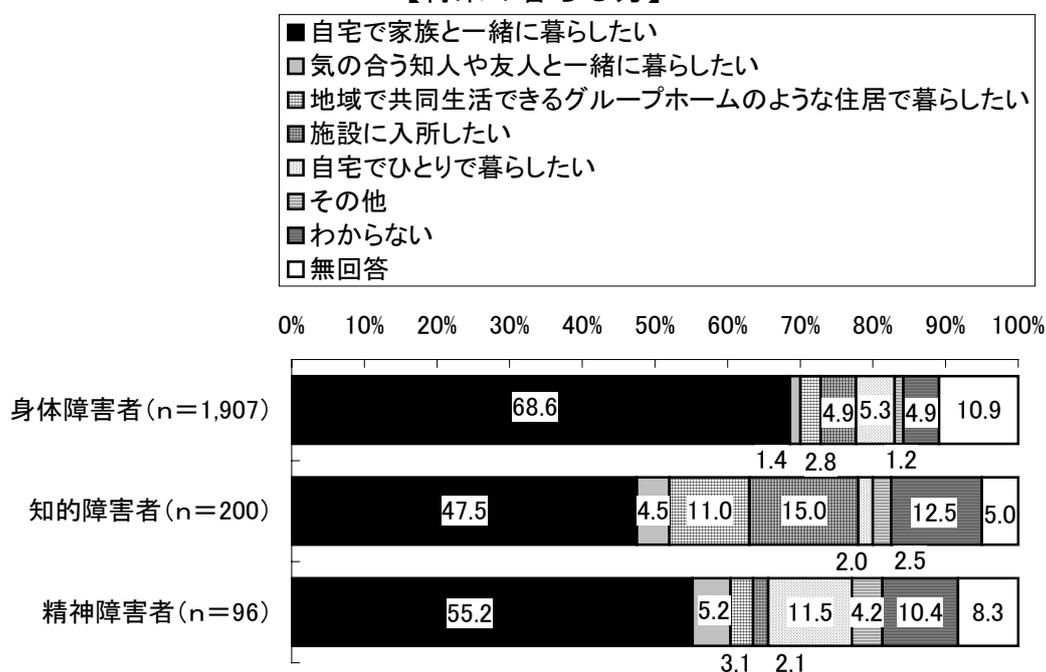
(1) 将来の暮らし方について

将来の暮らし方については、3 障害に共通して、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」（身体：68.6%、知的：47.5%、精神：55.2%）が最も多く、多くの障害者が住みなれた自宅や地域での生活を望んでいることがわかります。

なお、知的障害者は「自宅で家族と一緒に暮らしたい」の割合が、身体障害者や精神障害者に比べて低くなっていますが、これは知的障害者では施設入所者からの回答が多かったためと思われ、代わって「地域で共同生活できるグループホームのような住居で暮らしたい」（11.0%）や「施設に入所したい」（15.0%）等の割合が高くなっています。

また、精神障害者では「自宅でひとりで暮らしたい」（11.5%）の割合が身体障害者や知的障害者に比べて高くなっています。

【将来の暮らし方】



(2) 日常生活の介助について

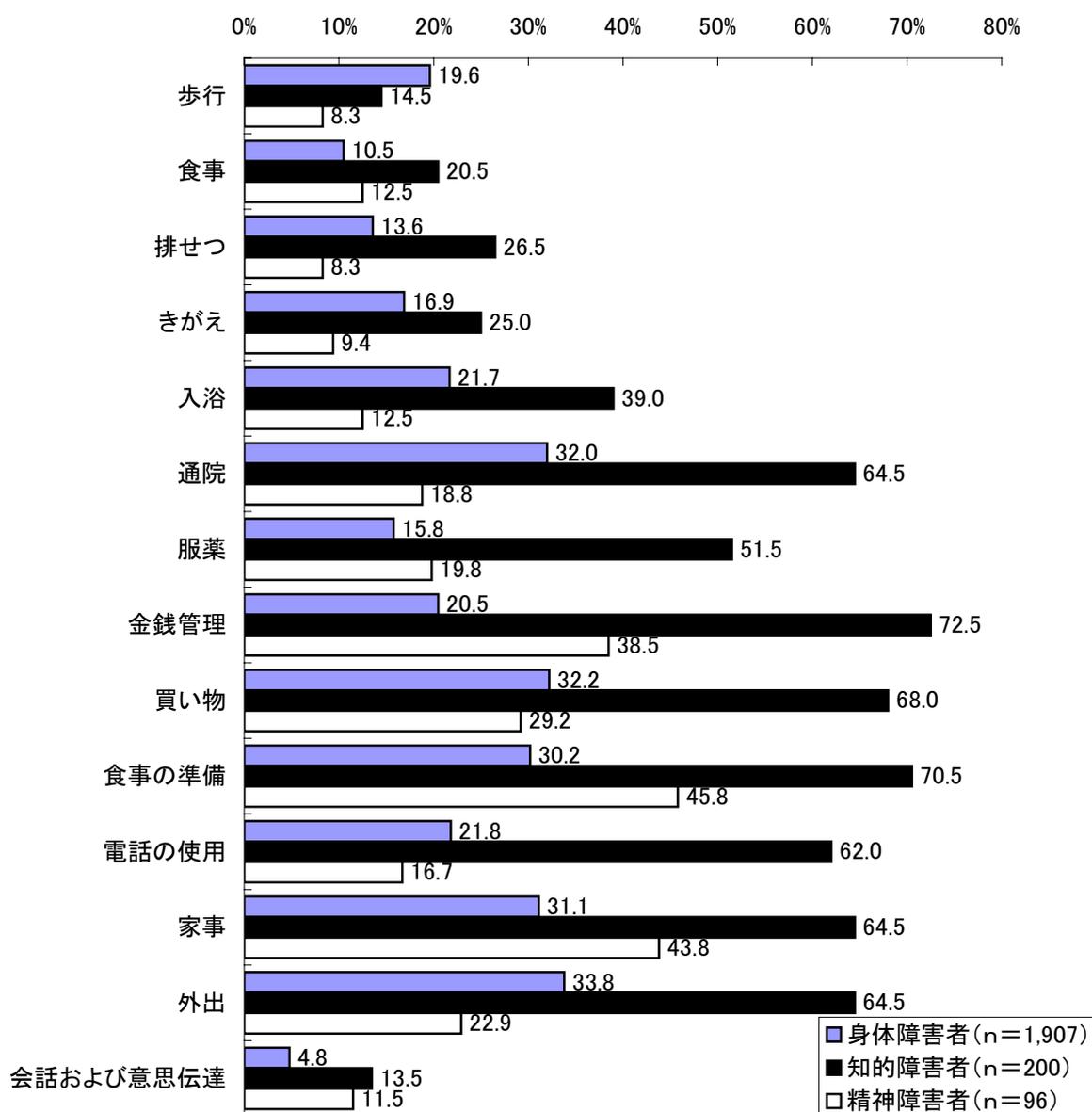
日常生活において介助を要する割合（一部介助が必要+すべてに介助が必要）については、「歩行」以外の全ての項目において、知的障害者で介助を必要とする割合が他の障害に比べて高くなっています。

障害の種類別にみると、身体障害者では、「外出」（33.8%）や「買い物」（32.2%）、「通院」（32.0%）等で要介助の割合が高くなっています。

知的障害者では、特に「金銭管理」（72.5%）や「食事の準備」（70.5%）、「買い物」（68.0%）等で要介助の割合が高く、これらの動作については7割前後の人が介助を要する状態です。

精神障害者では、知的障害者と同様に「食事の準備」（45.8%）や「金銭管理」（38.5%）で割合が高くなっているほか、「家事」（43.8%）の割合も4割と高くなっています。

【日常生活動作における要介助の割合〔一部介助が必要+すべてに介助が必要〕】



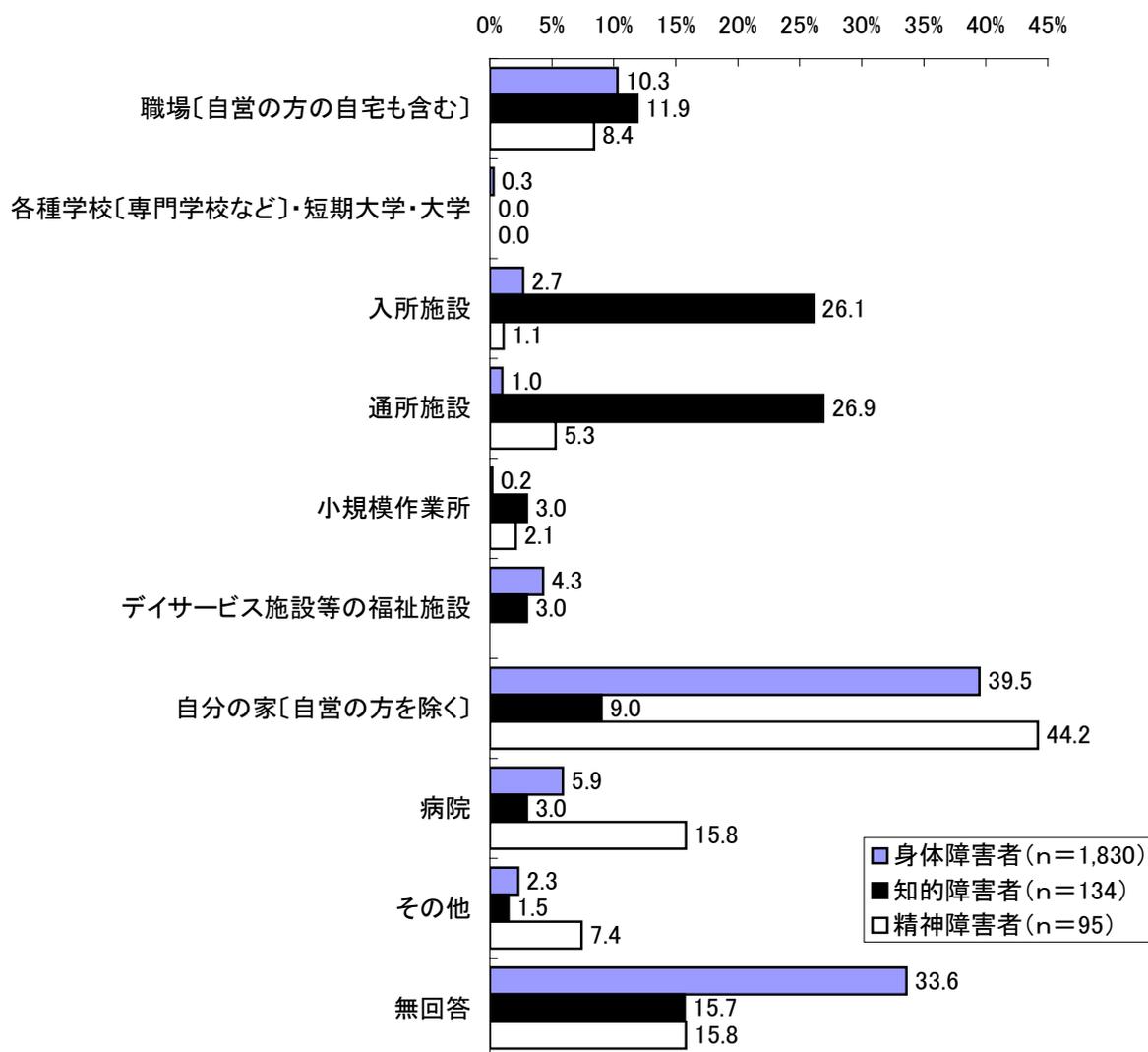
※『会話および意思伝達』は、「通じない」の割合。

(3) 昼間の過ごし方について

障害者（18歳以上）の昼間の過ごし方をみると、身体障害者・精神障害者では、「自分の家〔自営の方を除く〕」（身体：39.5%、精神：44.2%）が最も多く、それぞれ4割程度を占めています。

知的障害者では、「入所施設」（26.1%）や「通所施設」（26.9%）の割合がそれぞれ2割を超えています。

【障害者（18歳以上）の昼間の過ごし方】



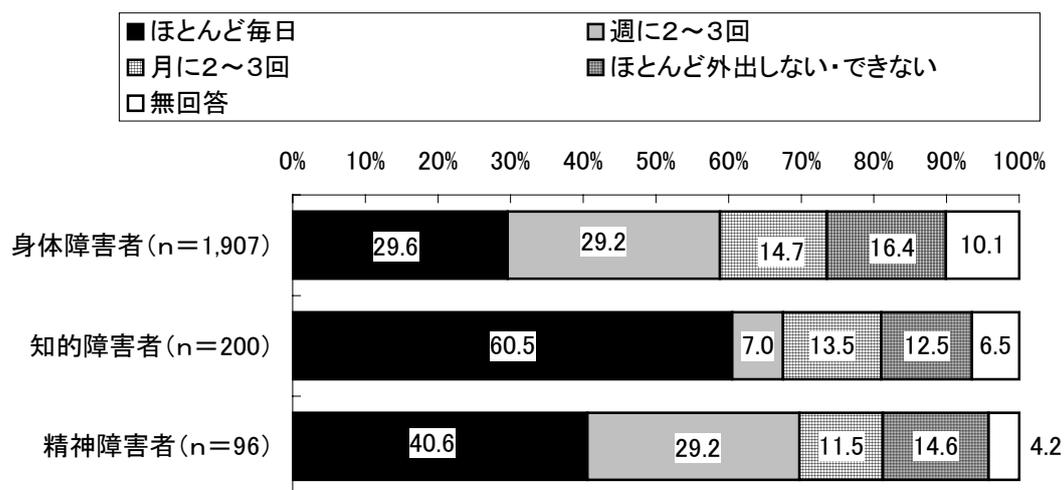
(4) 外出の状況について

外出の頻度

外出の頻度については、3 障害に共通して「ほとんど毎日」(身体：29.6%、知的：60.5%、精神：40.6%) が最も多く、特に、若年層が多く通学等で外出する機会が多い知的障害者では6割を超えています。

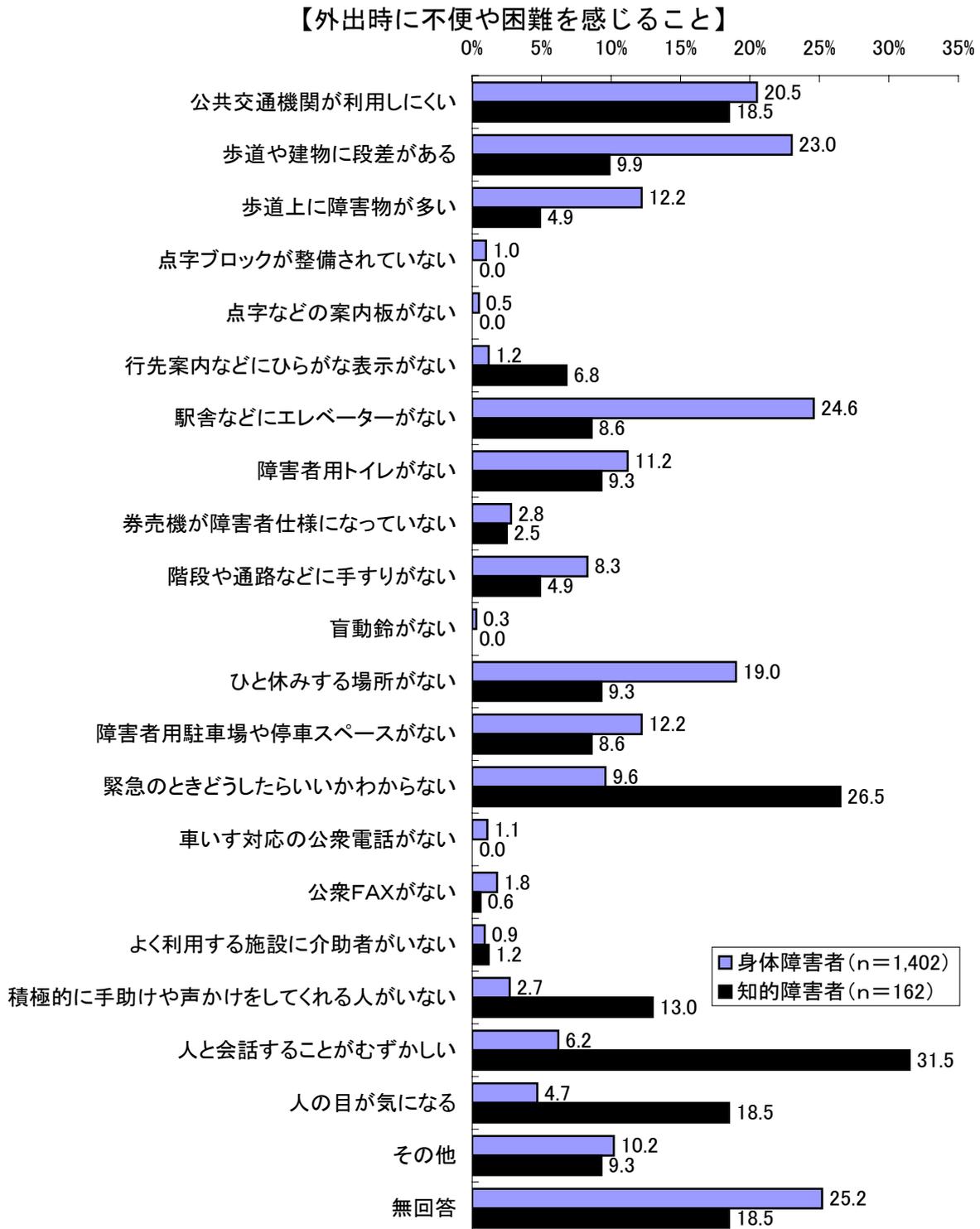
「ほとんど外出しない・できない」との回答も、それぞれ1~2割程度(身体：16.4%、知的：12.5%、精神：14.6%)を占めています。

【外出の頻度】



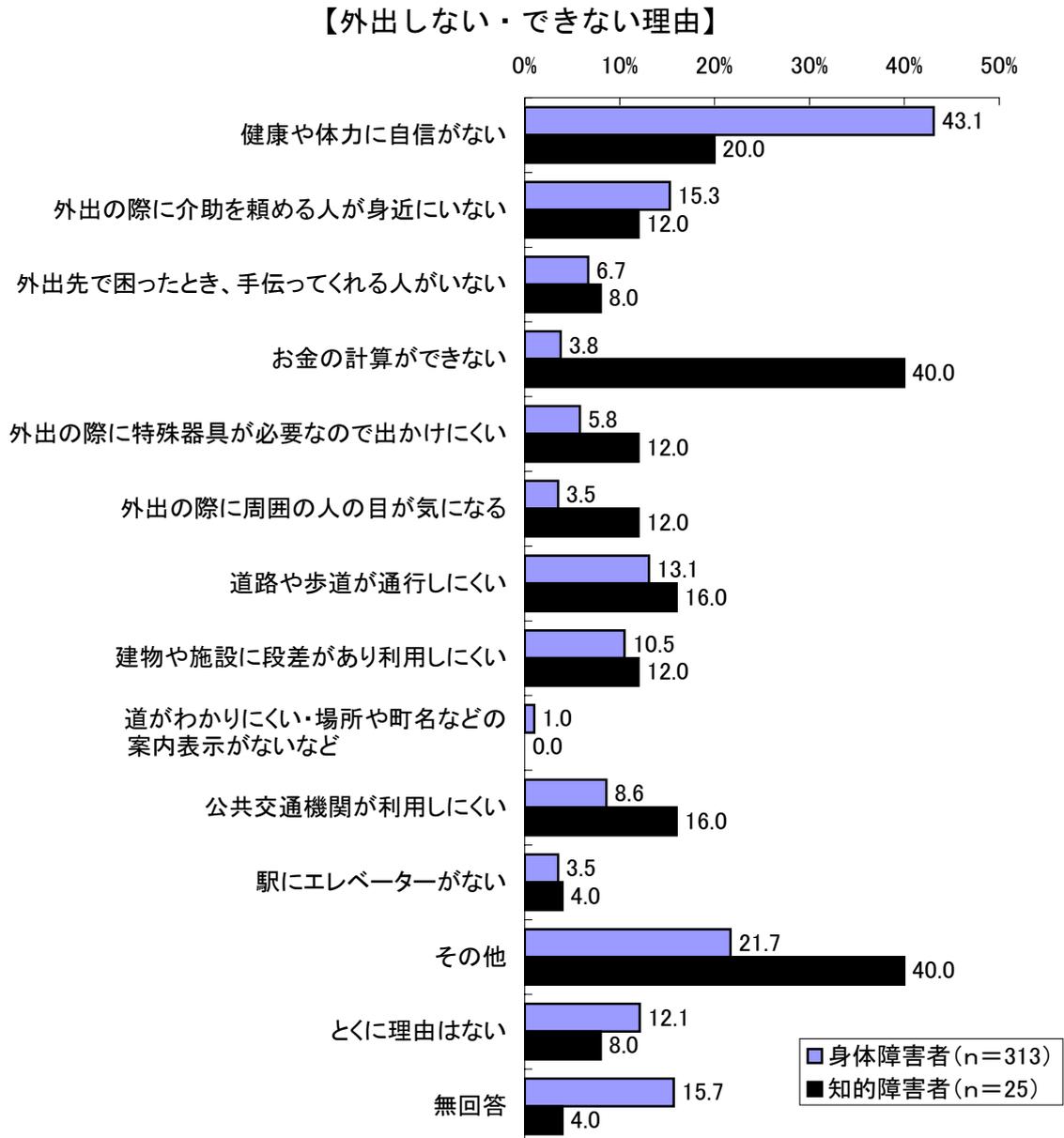
外出時に不便や困難を感じること

外出時に不便や困難を感じることは、身体障害者では「駅舎などにエレベーターがない」(24.6%)や「歩道や建物に段差がある」(23.0%)、「公共交通機関が利用しにくい」(20.5%)等のハード面に関する項目の割合が高くなっています。一方、知的障害者では「人と会話することがむずかしい」(31.5%)や「緊急のときどうしたらいいかわからない」(26.5%)等の周囲とのコミュニケーションや緊急時の対応等に関する項目の割合が高くなっています。



外出しない・できない理由

外出しない・できない理由は、高齢者が多い身体障害者では「健康や体力に自信がない」(43.1%)、知的障害者では「お金の計算ができない」(40.0%)等の割合が高く、それぞれ4割を超えています。

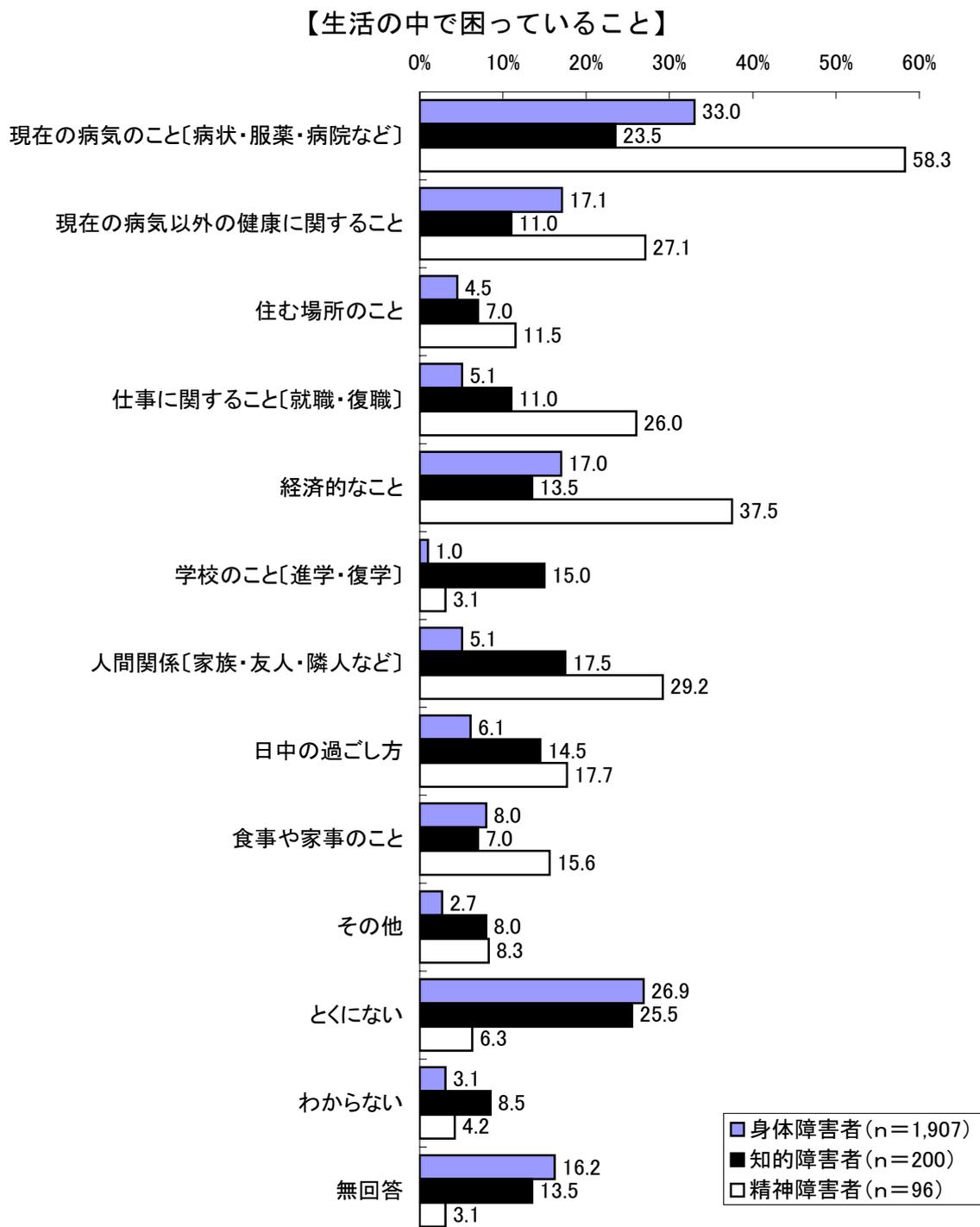


(5) 生活上の困りごとや相談先について

生活の中で困っていること

日常生活の中で困っていることについては、全般的に、身体障害者や知的障害者に比べて、精神障害者の割合が高くなっています。

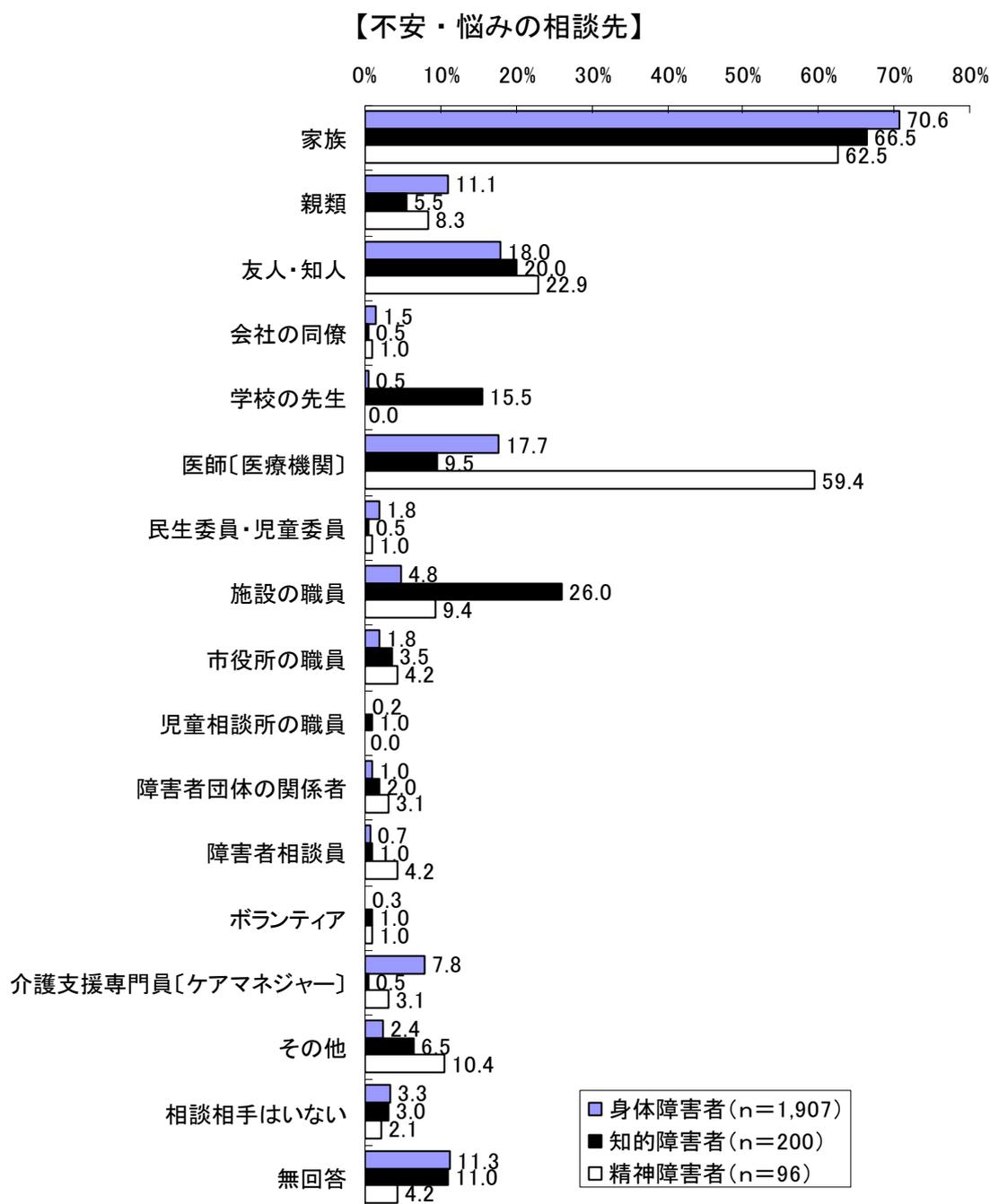
また、「とくにない」「わからない」以外の具体的な項目をみると、3 障害に共通して「現在の病気のこと〔病状・服薬・病院など〕」が最も多くなっています（身体：33.0%、知的：23.5%、精神：58.3%）。



不安・悩みの相談先

日常生活上の不安や悩みの相談先は3障害に共通して「家族」(身体:70.6%、知的:66.5%、精神:62.5%)が6割を超えて最も多くなっています。

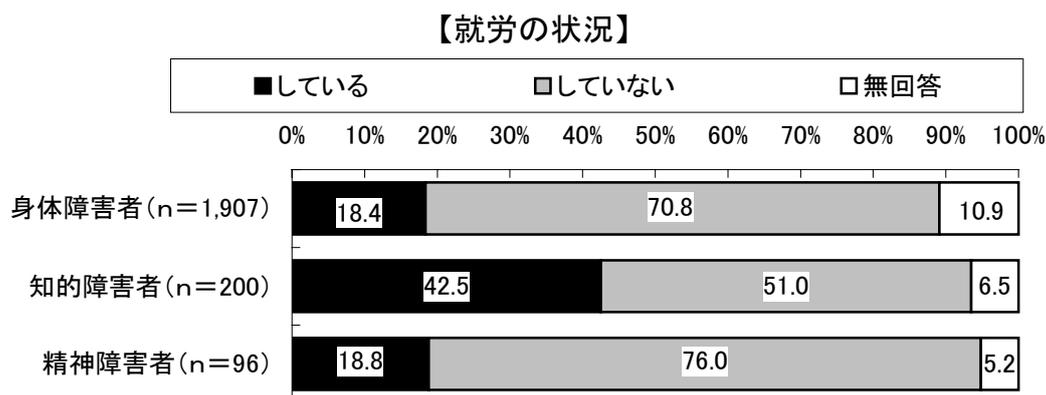
このほか、精神障害者では6割(59.4%)の人が「医師(医療機関)」と回答しており、精神障害者にとっては、医療機関が家族と並んで重要な相談先であることがわかります。



(6) 就労について

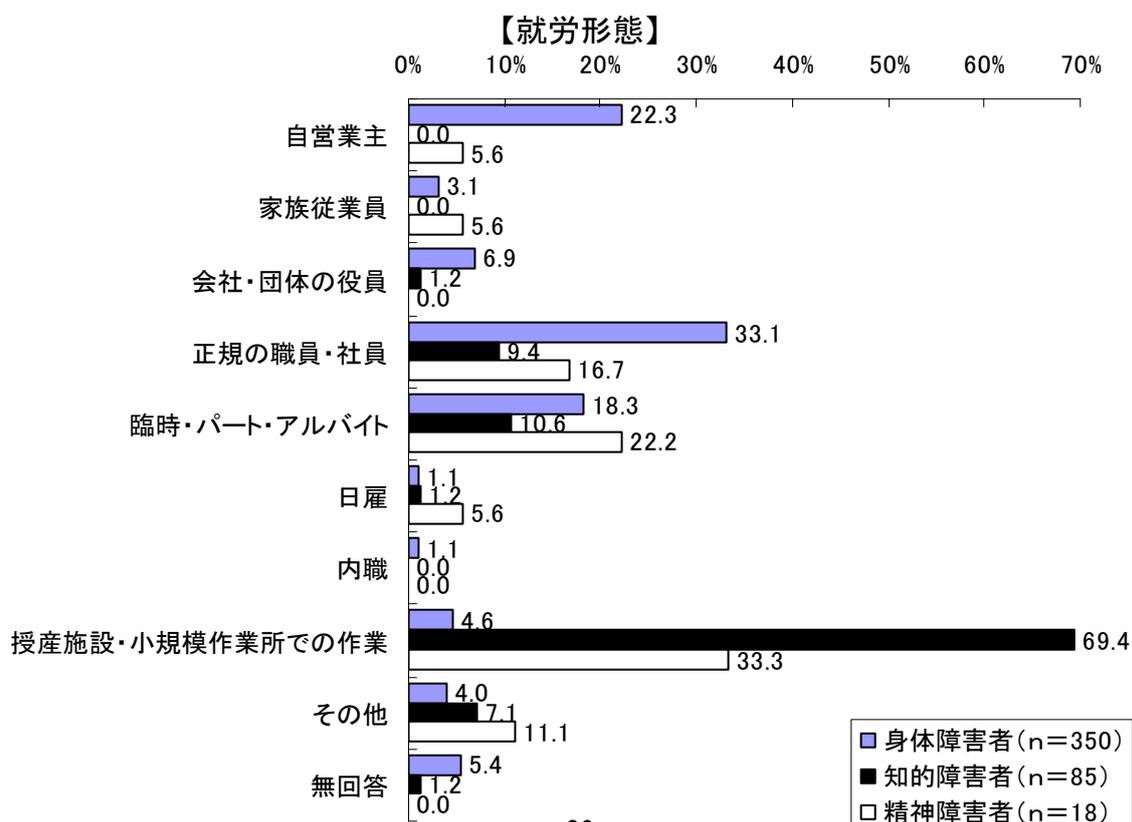
就労の状況

就労（授産施設等含む）の状況をみると、身体障害者・精神障害者では、就労している人の割合が2割以下に留まっているものの、若い年齢層が比較的多い知的障害者では4割を超えています（身体：18.4%、知的：42.5%、精神：18.8%）。



就労形態

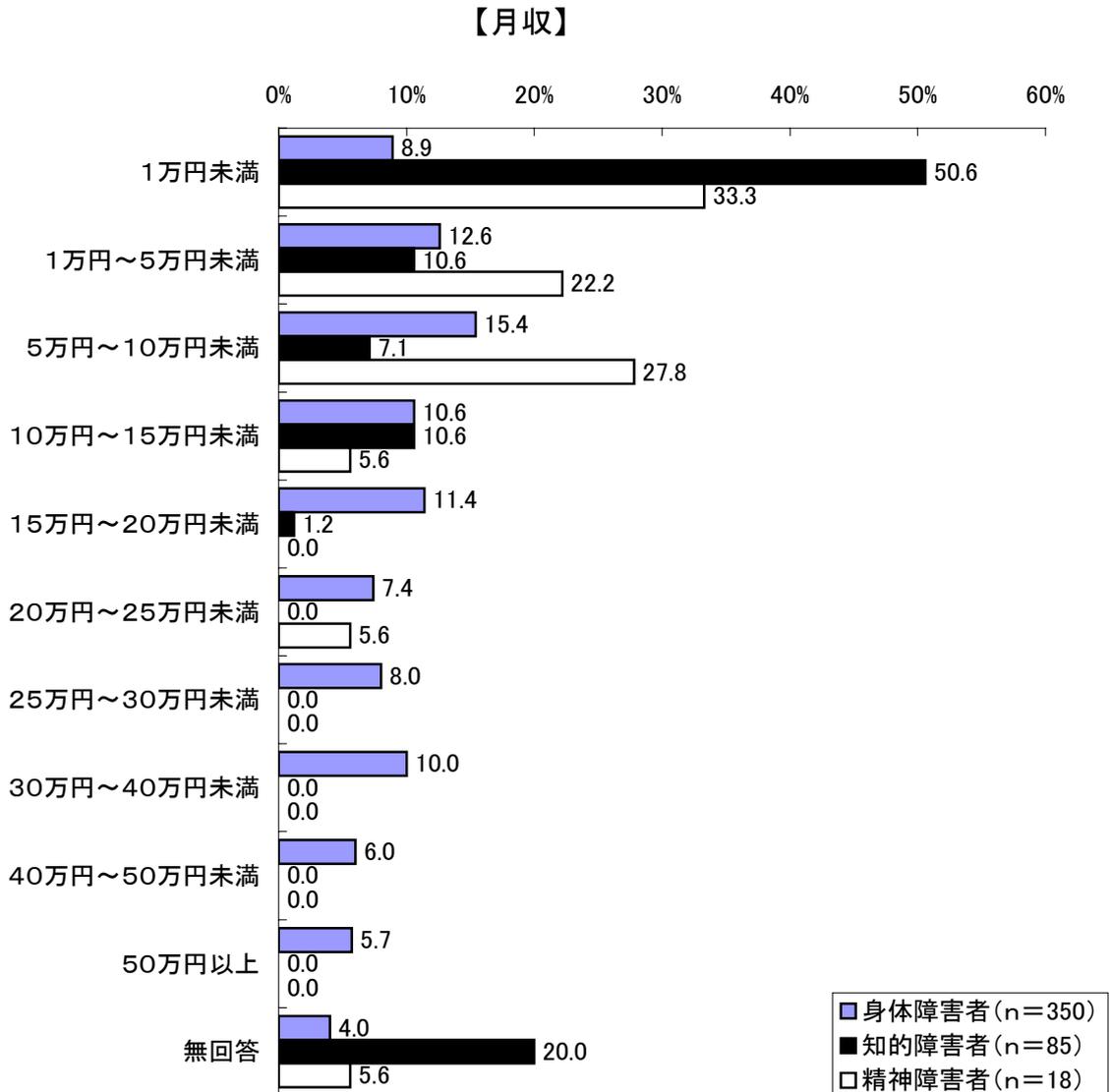
就労している人の就労形態については、身体障害者では、「正規の職員・社員」（33.1%）が最も多く、次いで「自営業主」（22.3%）となっています。これに対して、知的障害者や精神障害者では「授産施設・小規模作業所での作業」が最も多く、特に知的障害者では就労者の7割を占めています（知的：69.4%、精神：33.3%）。



月収

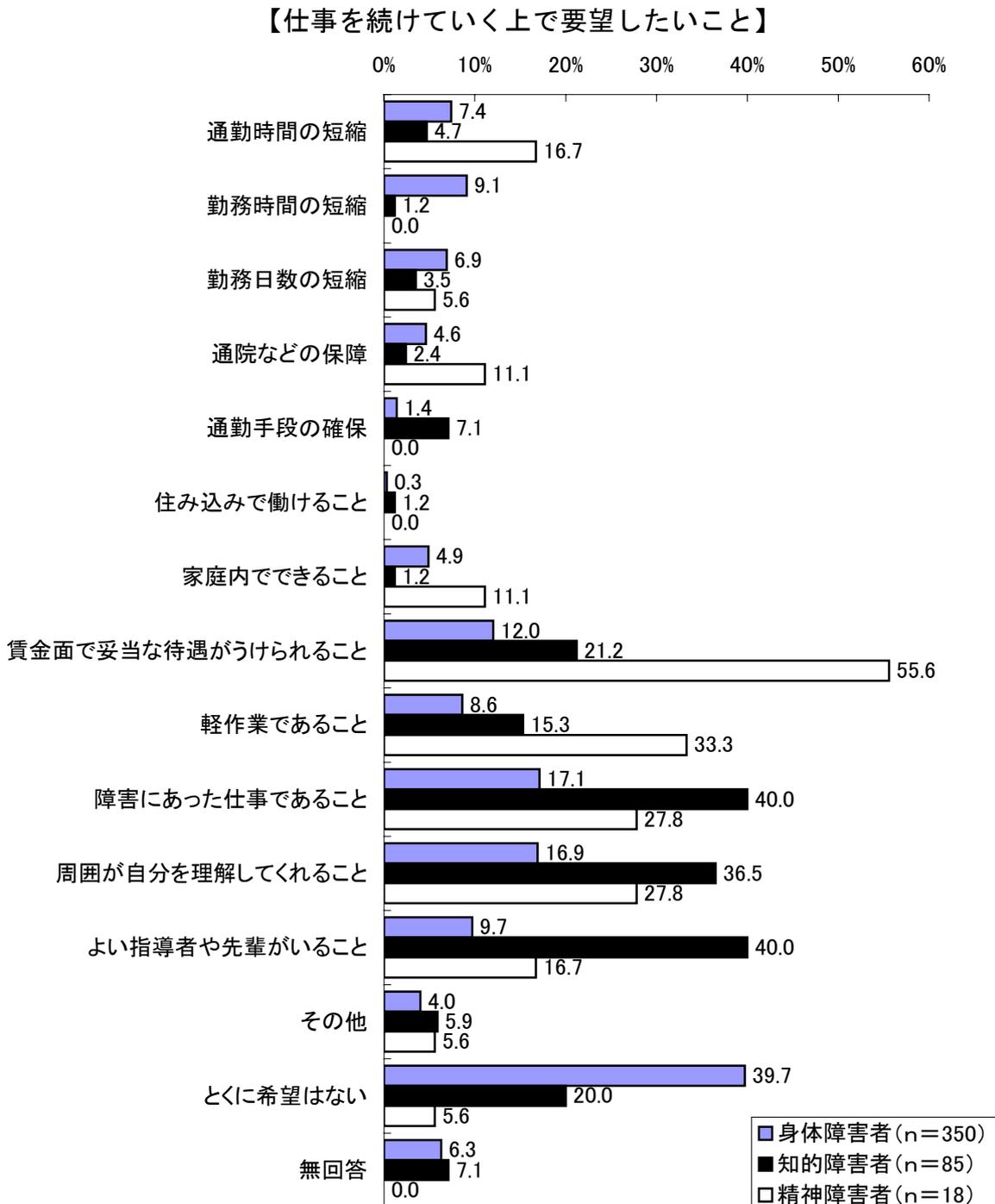
就労している人の月収をみると、身体障害者では、収入額に大きな偏りはなく、各収入層の割合が概ね1割前後ずつとなっています。

これに対して、授産施設・小規模作業所で働いている人の割合が高い知的障害者や精神障害者では、15万円未満の収入層に集中しており、特に知的障害者では「1万円未満」(50.6%)が半数を占めています。



仕事を続けていく上で要望したいこと

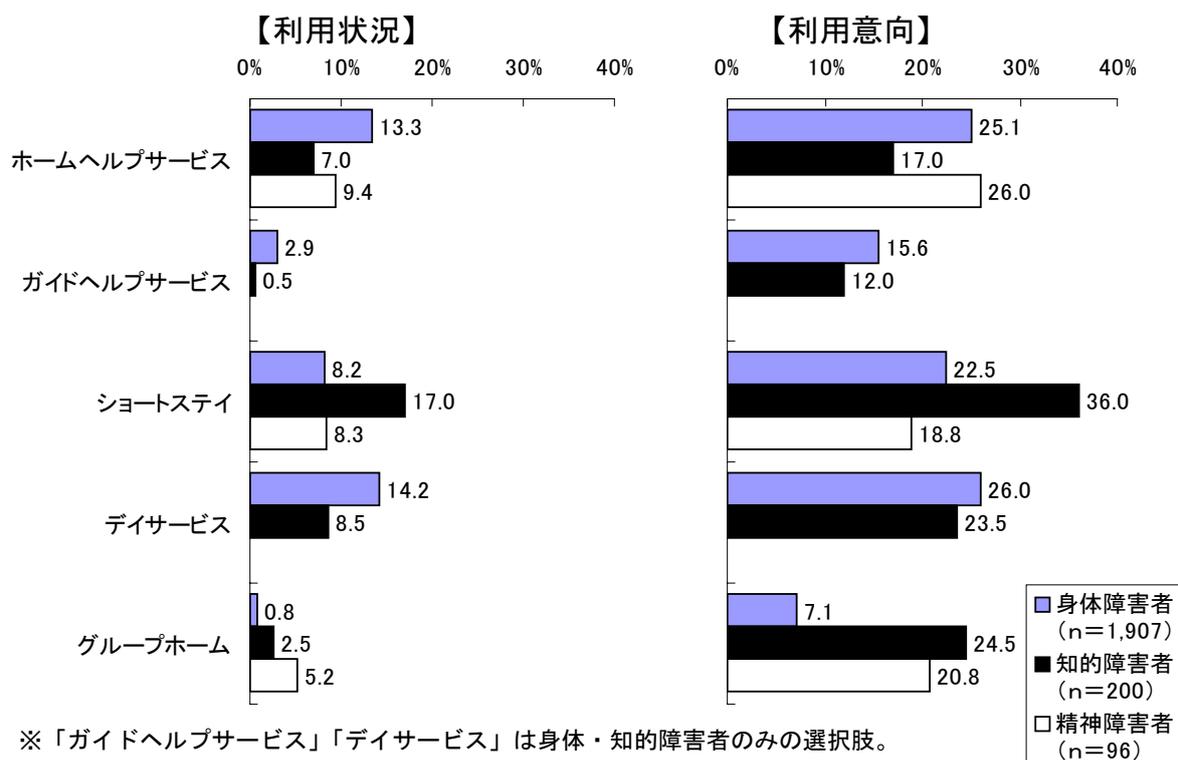
就労している人が仕事を続けていく上で要望したいことは、身体障害者では「とくに希望はない」(39.7%) との回答が最も多いものの、具体的な要望としては、「障害にあった仕事であること」(17.1%) や「周囲が自分を理解してくれること」(16.9%) 等が多くなっています。知的障害者では、「障害にあった仕事であること」(40.0%)、「よい指導者や先輩がいること」(40.0%)、「周囲が自分を理解してくれること」(36.5%) 等の要望が多くなっています。精神障害者では、「賃金面で適切な待遇がうけられること」(55.6%) が最も多く、半数を超えており、次いで「軽作業であること」(33.3%) となっています。



(7) 福祉サービスについて

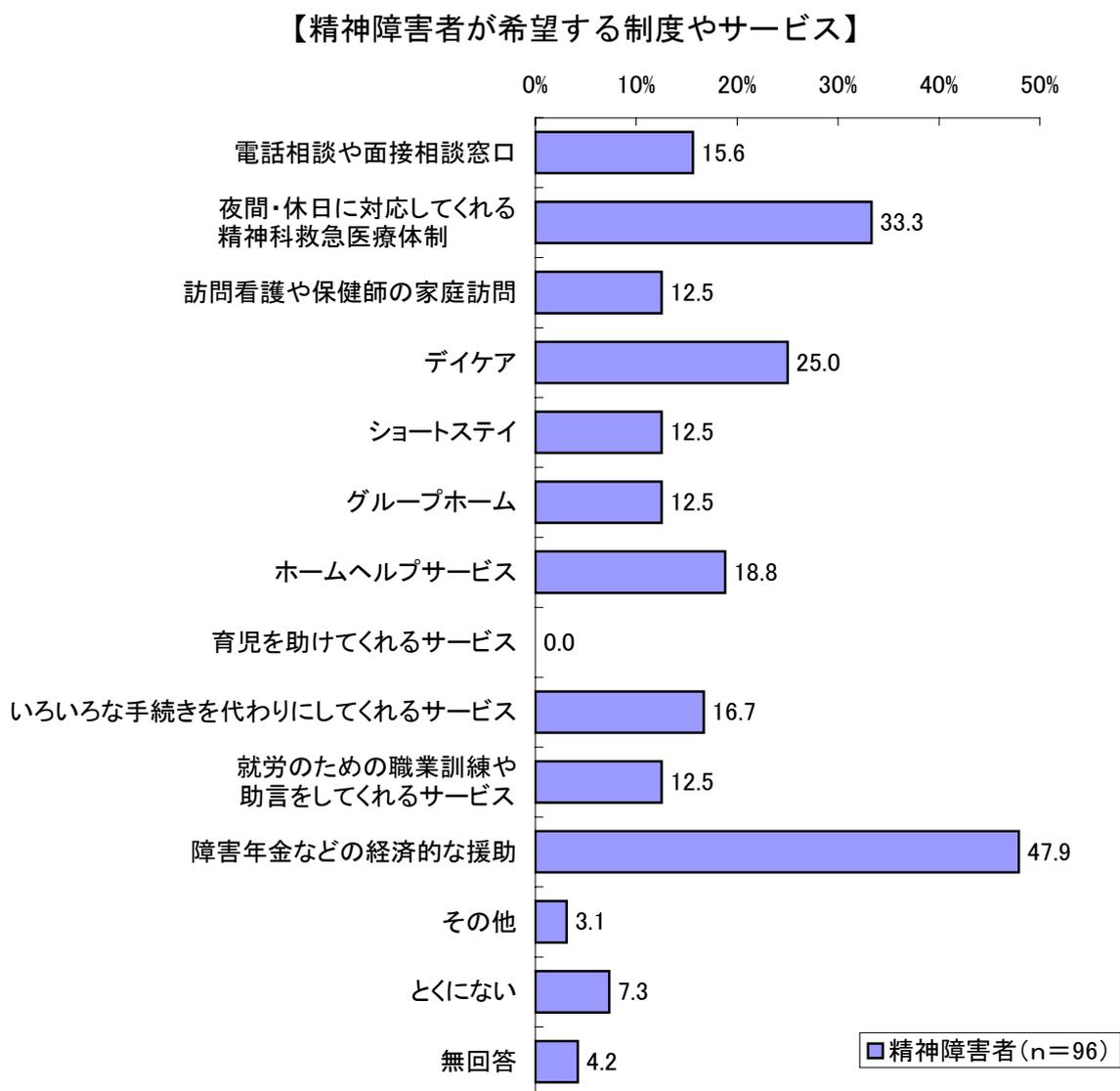
平成 15 年度時点の主な福祉サービスの利用状況・利用意向をみると、利用状況は、身体障害者では「デイサービス」(14.2%)、「ホームヘルプサービス」(13.3%)、知的障害者では「ショートステイ」(17.0%) で 1 割を超えています。

また、どのサービスについても利用状況に比べ利用意向の割合が高く、特に知的障害者は「ショートステイ」(36.0%) の利用意向が 3 割を超えています。



(8) 精神障害者が希望する制度やサービスについて

精神障害者が今後生活するうえで希望する制度やサービスについては、「障害年金などの経済的な援助」(47.9%)が最も多く、次いで「夜間・休日に対応してくれる精神科救急医療体制」(33.3%)や「デイケア」(25.0%)となっています。

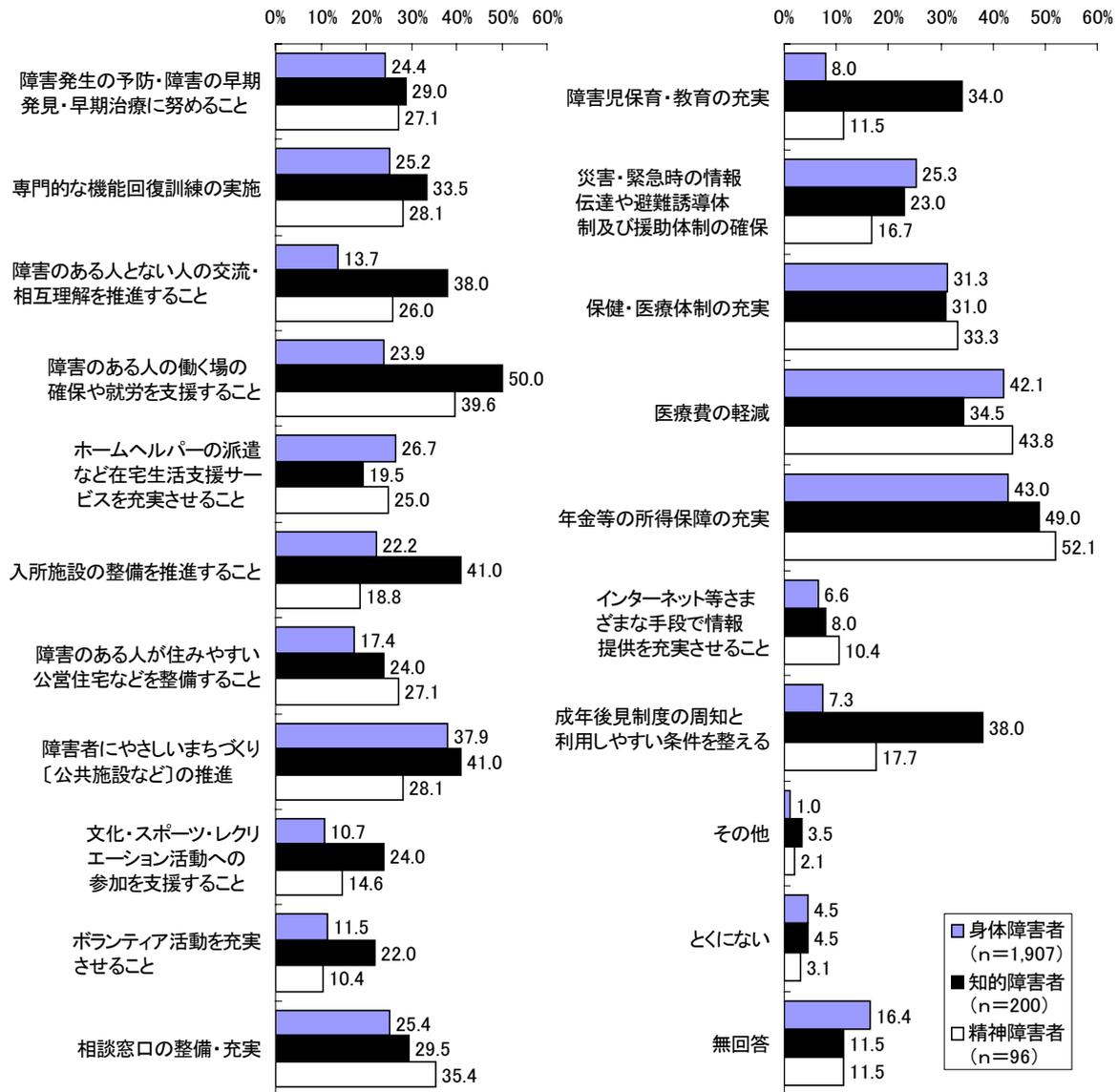


(9) 障害者福祉施策について

宗像市の障害者福祉施策に望むことは、身体障害者や精神障害者では、「年金等の所得保障の充実」(身体: 43.0%、精神: 52.1%)や「医療費の軽減」(身体: 42.1%、精神: 43.8%)等の経済的支援に関する項目の割合が高くなっています。

知的障害者についても、「年金等の所得保障の充実」(49.0%)等の経済的支援に関する項目で割合が高くなっているほか、「障害のある人の働く場の確保や就労を支援すること」(50.0%)等の就労に関する項目の割合が高くなっています。

【市の障害者福祉施策に望むこと】



第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

ともに働きともに暮らす共生社会づくり

この計画の上位計画である「宗像市保健福祉計画」では、障害者福祉分野の基本方針として「ともに働きともに暮らす共生社会づくり」を掲げ、障害者の就労等の社会参加促進や自立支援、在宅福祉サービスの充実を図ることを目標としています。

この計画では、上位計画である「宗像市保健福祉計画」の基本方針を計画の基本理念として踏襲し、障害福祉サービス等の基盤整備を通じて、障害者の地域生活への移行・継続や就労を支援することで、障害者が積極的に社会活動に参加し、社会の一員としての役割や責任を分担して、地域の中でともに働きともに暮らすことができる共生社会づくりに取り組みます。

2. 計画の基本的な視点

基本理念に掲げた「ともに働きともに暮らす共生社会づくり」の実現のために、障害者自立支援法を踏まえて、次の3つの基本的な視点に立って計画を推進します。

●障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別、程度を問わず、障害者自身が障害福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら、障害者自身の自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

●市が主体となったサービス提供体制の確立

身体障害者、知的障害者、精神障害者のサービスを一元化し、市が主体となった障害福祉サービスの提供体制を確立します。

●地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整備します。また、障害者の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する基盤整備を進めます。

3 . 平成 23 年度における目標値の設定

「ともに働きともに暮らす共生社会づくり」の一環として、施設入所者等の地域生活への移行や、一般就労への移行を推進するため、国の基本指針を踏まえ、平成 23 年度を目標年度とする以下の 3 つの数値目標を設定します。

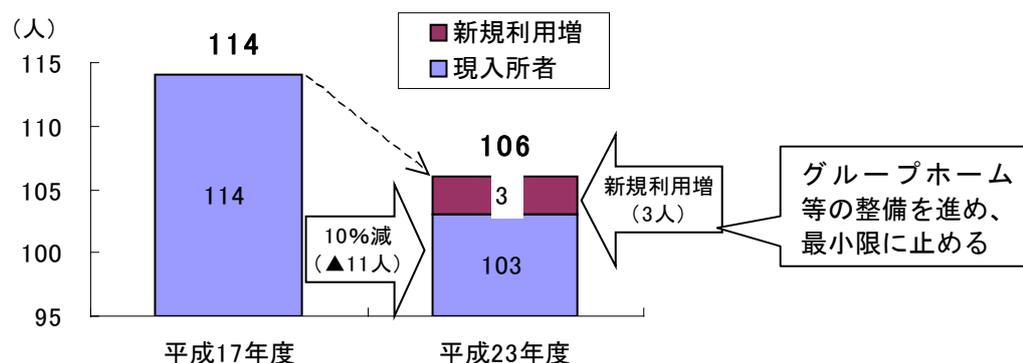
(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行を推進するため、平成 23 年度までに現在の施設入所者の 1 割以上が地域生活へ移行することを目標とします。これにあわせて、平成 23 年度末時点での施設入所者数が現在の施設入所者数から 7% 減少することを目標とします。

項目		数 値	考え方
現入所者数	A	114 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の数値
目標年度入所者数	B	106 人	平成 23 年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】削減見込み	A - B	8 人 (7%)	差し引き減少見込み数 (国の目標 : 7% 以上)
【目標値】地域生活移行者数		11 人	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数 (国の目標 : 10% 以上)

※この場合の「入所施設」とは、長期の入所が常態化している施設（身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設[入所]、知的障害者授産施設[入所]、精神障害者入所授産施設）を指す。

※「地域生活移行」とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホームやケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移ることをいう（家庭復帰を含む）。



(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進するため、平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者がすべて退院することを目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
現 在	28 人	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	23 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少をめざす人数 (国の目標：平成 24 年度までに退院可能精神障害者の解消)

※退院可能精神障害者とは、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者をいう。

※現状値は福岡県が実施した調査における本市の退院可能精神障害者数。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行を推進するため、国の基本方針を参考に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労する人の増加を目指します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	2 人	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

※「一般就労した者」とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援 A 型及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

※この場合の「福祉施設」とは、次の施設をいう。

[身体障害者施設] 更生施設、療護施設、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

[知的障害者施設] 更生施設（入所・通所）、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

[精神障害者施設] 生活訓練施設、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

第4章 計画の重点施策

障害者の自立支援のためには、障害者自立支援法に基づく新たな障害福祉サービス等の基盤整備（量の確保）だけでなく、これらのサービスを適切に利用して、障害者が地域での生活や就労をスムーズに行えるよう支援することが必要です。

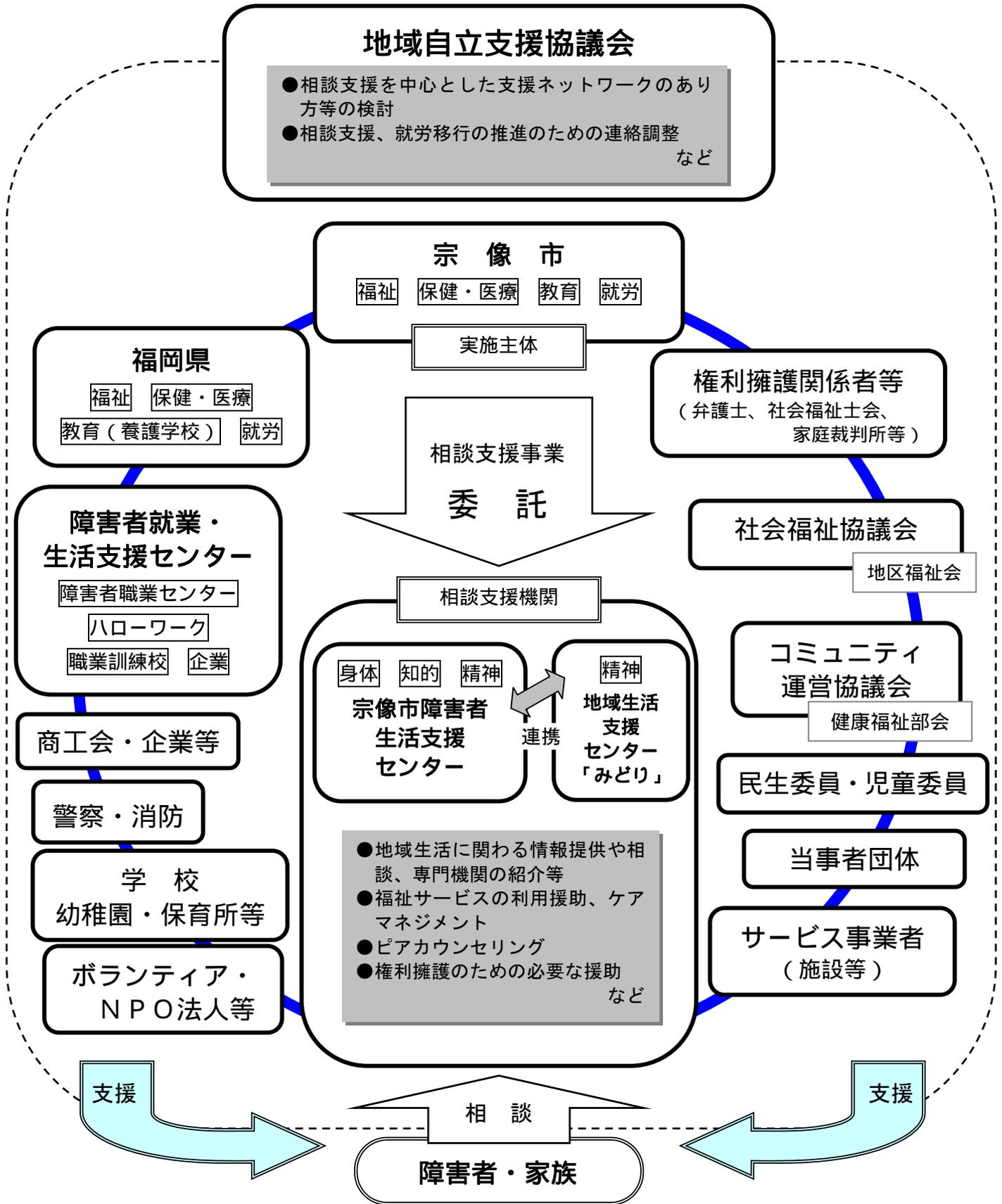
本市では、地域社会や企業等との連携のもと、このような支援体制づくりを推進するため、下記の2事項を計画の重点施策と定め、障害者の地域生活や就労の支援に努めます。

1. 相談支援体制の確立

- 本市では、障害者の地域生活に必要な情報の提供や、サービスの利用援助、ケアマネジメント、ピアカウンセリング（障害者同士の相談活動）等を行い、障害者の地域での自立した生活を支援するため、平成12年に開設した「宗像市障害者生活支援センター」に委託して行ってきました。
- このような経緯を踏まえ、今後も「宗像市障害者生活支援センター」を本市の障害者相談支援の中核機関と位置づけ、身体・知的・精神すべての障害者を対象とした相談支援事業を実施します。なお、精神障害者については、より専門的な対応が必要になる場合も多いことから、精神障害者への支援を充実するため、福津市の「地域生活支援センター みどり」にも相談支援事業を委託し、相談支援体制の強化を図ります。このほか、障害福祉サービス等のケアプラン作成を担う「指定相談支援事業者」を3障害それぞれに設けることも検討していきます。また、相談支援の最初のステップとなる「宗像市障害者生活支援センター」の周知強化も必要です。
- 障害者の地域生活を支援するためには、様々な機関・団体との連携による相談支援・就労支援が不可欠であるため、相談支援の拠点である「宗像市障害者生活支援センター」を中心に、地域の保健・福祉・医療・教育・労働等の障害者に関わる多様な分野の関係機関・団体とさらなる連携強化を図ります。
 - ≪連携強化を図るべき分野・機関等≫
 - 地域とのネットワーク構築（コミュニティ組織、地区福祉会など）
 - 行政機関内の連携強化（県・市の連携、福祉部局と保健・医療・教育・労働部局との連携）
 - 教育機関との連携強化（養護学校等の障害児の教育・療育機関との連携、市内3大学等の医療・福祉・教育に関わる研究機関との連携）
- 上記のような相談支援・就労支援に関わる関係機関・団体の連携が有機的かつ円滑に行えるよう、情報交換や連携強化を図る「※地域自立支援協議会」を組織化し、主に相談支援・就労支援のあり方や関係機関間の連絡調整等を行い、将来的には、相談支援事業の中立・公平性を確保するための委託支援事業者運営評価等の実施についても検討していきます。

※地域自立支援協議会：相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、市町村が設置するもの。

【障害者の相談支援・就労支援に関わる関係機関・団体のネットワーク（イメージ）】



2 . 就労支援の推進

- 本市では、障害者に対する就労支援として、地元企業等に対する障害者雇用への理解促進や公共施設への雇入れ、就労・社会参加につながる生活訓練・作業訓練等を行う共同作業所等への運営費助成、宗像市障害者生活支援センターへ委託しての実習を取り入れた就業支援等の取組みを進めてきました。
- しかしながら、本市は、市内に法定雇用率の対象となる規模の企業・事業所が少なく、市内のみでの職場開拓が難しいという状況があり、このような本市の現状を踏まえた就労機会の確保が必要となっています。また、障害者の就労については、雇用にいたるまでに障害者及び事業主が実習や体験就労等を通じてお互いを知り合うことが重要であり、就労実習や体験の機会・場のさらなる拡充を図る必要があります。
- このような課題に対応するには就労支援の専門機関との連携強化が必要であることから、今後は、「県央障害者就業・生活支援センター」との連携をさらに強化し、当該センターを通じてハローワークや障害者職業センター、障害者能力開発校等との連携も強化していきます。なお、障害者就業・生活支援センターは現在、県内3箇所に設置されていますが、更なる開設・拡充が望まれます。
- 市独自の就労支援策として、「わくわくワーク（中学生の職場体験授業）」における事業所等のつながりを活用した障害者の就労実習・体験の場を確保・拡充し、障害者のエンパワーメントの発掘と事業所の啓発を図るとともに、「県央障害者就業・生活支援センター」と連携して広域での就労実習・体験機会の拡充を図り、市外での障害者の職場開拓に努めます。また、市商工会などとも連携を強化し、地元での雇用機会の創出にも努めます。

各論

第1章 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込みと確保の方策

1. 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込み

平成20年度までの各年度及び平成23年度における障害福祉サービスと相談支援の種類ごとのサービス内容と必要な量の見込みは次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問による介護サービスを提供します。

【訪問系サービスの概要】

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【訪問系サービスの必要量見込み】

サービス名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護	時間/月	1,184	1,446	1,732	2,643
重度訪問介護					
行動援護					
重度障害者等包括支援					

(2) 日中活動系サービス

常時介護を必要とする重度の障害者が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう、「生活介護」や「療養介護」を提供します。また、レスパイトケアとして、「児童デイサービス」や「短期入所」を提供します。

障害者が自立した生活を送るために必要な自立訓練や、就労移行・継続のための支援サービスを提供します。

【日中活動系サービスの概要】

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援 (B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人等を対象とします。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【日中活動系サービスの必要量見込み】

サービス名	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
生活介護	人日/月	825	1,636	2,265	4,067
自立訓練（機能訓練）	人日/月	7	16	22	52
自立訓練（生活訓練）	人日/月	53	126	175	378
就労移行支援	人日/月	81	213	313	768
就労継続支援（A型）	人日/月	4	9	47	247
就労継続支援（B型）	人日/月	61	159	302	909
療養介護	人/月	0	1	1	2
児童デイサービス	人日/月	512	625	737	1,076
短期入所	人日/月	1,287	1,544	1,805	2,600

（３）居住系サービス

障害者の自宅以外の生活の場として、グループホームやケアホーム、入所施設の確保に努めます。

【居住系サービスの概要】

サービス名	サービス内容
共同生活援助 （グループホーム）	就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 （ケアホーム）	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【居住系サービスの必要量見込み】

サービス名	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
共同生活援助（グループホーム）	人	16	21	30	57
共同生活介護（ケアホーム）					
施設入所支援	人	117	121	120	106

（４）その他のサービス（相談支援）

福祉サービスの利用援助等の支援（ケアプラン作成）を実施します。

【相談支援の概要】

サービス名	サービス内容
相談支援	障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な一人暮らしの障害者等に対して、ケアプラン作成等のサービスの利用援助を行います。

【相談支援の必要量見込み】

サービス名	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
相談支援	人	14	22	26	45

(5) 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込み一覧

区分	サービス名	必要量見込み				
		単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
訪問系 サービス	居宅介護	時間/月	1,184	1,446	1,732	2,643
	重度訪問介護					
	行動援護					
	重度障害者等包括支援					
日中 活動系 サービス	生活介護	人日/月	825	1,636	2,265	4,067
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	7	16	22	52
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	53	126	175	378
	就労移行支援	人日/月	81	213	313	768
	就労継続支援（A型）	人日/月	4	9	47	247
	就労継続支援（B型）	人日/月	61	159	302	909
	療養介護	人/月	0	1	1	2
	児童デイサービス	人日/月	512	625	737	1,076
	短期入所	人日/月	1,287	1,544	1,805	2,600
居住系 サービス	共同生活援助（グループホーム）	人	16	21	30	57
	共同生活介護（ケアホーム）					
	施設入所支援	人	117	121	120	106
その他の サービス	相談支援	人	14	22	26	45

2. 障害福祉サービス・相談支援の確保の方策

(1) サービス事業者に対する情報提供等の実施

- サービス事業者に対して、この計画の内容をはじめ、本市での事業展開に参考となる情報の提供等を行い、多様な事業者の参入を促進します。特に「重度障害者等包括支援」等の新たな形態のサービスについては、利用者のニーズを的確に把握しながら、サービス事業者に対して積極的に情報提供等を行うなど、供給量の確保に努めます。
- 精神障害者に対するサービスは、身体・知的障害者に比べて地域のサービス提供基盤が少ないため、身体・知的障害者にサービスを提供している事業者に対して、精神障害者に対するサービス提供について理解・協力を求めるなど、3 障害に対応できるサービス事業者の確保に努めます。
- 介護保険サービス事業者など、類似の福祉サービスを提供している事業者に対しても積極的に情報提供等を行い、障害福祉分野への参入促進に努めます。

(2) 施設、小規模作業所等への移行支援

- 日中活動系サービス等の多くは、従来の通所・入所施設や小規模作業所等からの移行が想定されるサービスであるため、対象となる施設等に対して、必要な情報を提供しながらできるだけ早期に新しいサービスに移行できるよう、働きかけていきます。

(3) 居住系サービスの確保

- 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）等の居住系サービスは、障害者の地域生活移行を促進する上で、必要不可欠なサービスであるため、サービス事業者の事業展開に参考となる情報の提供等を積極的に行い、多様な事業者の参入を促進します。
- 施設入所支援については、障害程度区分認定に基づき、入所が必要な障害者数を的確に把握しながら、県等と連携して、的確な情報提供や入所支援に努めます。

(4) 地域自立支援協議会による検討

- 障害福祉に関わる関係機関・団体等のネットワークとして組織化する「地域自立支援協議会」において、サービス事業者の参入促進に必要な支援策等についても協議を行い、協議会での検討結果をもとに必要な対策を講じていきます。

第2章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

1 地域生活支援事業の実施内容

市町村が独自に取り組む「地域生活支援事業」について、本市では以下の事業を実施します。

[1] 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

- 障害者等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
- 「宗像市障害者生活支援センター」に委託して実施してきた事業であり、今後も当該センターで継続して実施するとともに、新たに「地域生活支援センターみどり」に委託して実施します（29～30頁参照）。

② 市町村相談支援機能強化事業 【新規】

- 相談支援事業の円滑実施を図るために「自立支援協議会」の組織化を検討します（29～30頁参照）。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 【新規】

- 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業です。
（平成19年度に内容を検討）

④ 成年後見制度利用支援事業

- 障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る事業です。

[2]コミュニケーション支援事業

- 聴覚・言語機能・音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思の疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。
- 実施方法については関係団体等への委託を検討していきます。

[3]日常生活用具給付等事業

- 重度障害者等に対し、日常生活用具の給付・貸与により日常生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。

[4]移動支援事業

- 屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。
- 指定事業者への委託により実施します。

[5]地域活動支援センター機能強化事業 【新規】

- 障害者に創作的活動や生産活動の機会提供や、社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業であり、地域活動支援センターにはⅠ～Ⅲ型の3種類があります。
- 平成18年度からⅠ型・Ⅱ型（地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施）を、平成19年度からⅢ型（小規模作業所等からの移行）を実施します。

[6]訪問入浴サービス事業

- 身体障害者の地域生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供する事業であり、今後も継続して実施します。

[7]更生訓練費・施設入所者就職したく金給付事業

- 更生訓練費は、自立訓練事業や就労支援事業を利用している人等に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業であり、施設入所者就職したく金は、自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人等で就職等により自立する人に対して就職したく金を支給し社会復帰の促進を図る事業です（平成18年度中のみ実施）。

[8]日中一時支援事業

- 日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、障害者の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業であり、今後も継続して実施します。

[9]生活サポート事業 【新規】

- 障害者自立支援法下の介護給付費等の支給決定を受けられない人に対して、ホームヘルパー等を派遣し、日常生活に関する支援や家事援助等を行う事業です（平成 19 年度実施に向けて検討中）。

[10]社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）

- 障害者に対し、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加への促進を図る事業であり、10 万円を上限として今後も継続して実施します。

[11]経過的デイサービス事業

- 平成 18 年 10 月から障害者デイサービスが廃止されることに伴い、平成 18 年 9 月末日において障害者デイサービスを実施している事業所に対して、経過的に平成 18 年度中の事業実施を行うものです（平成 18 年度のみ）。

2 地域生活支援事業の必要量見込み

区分	サービス名	必要量見込み				
		単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
必須事業	相談支援事業					
	①障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	3
	②市町村相談支援機能強化事業			平成19年度から実施		
	③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）			実施を検討中		
	④成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1	1
	コミュニケーション支援事業	人	35	37	39	45
	日常生活用具給付等事業	件	154	206	218	243
	移動支援事業	人	25	27	28	31
	地域活動支援センター機能強化事業	箇所	3	5	5	6
その他の事業	訪問入浴サービス事業	人	3	4	5	8
	更生訓練費・施設入所者就職したく金給付事業		平成18年度のみ			
	日中一時支援事業	人	72	75	78	85
	生活サポート事業			実施を検討中		
	社会参加促進事業	件	2	5	6	8
	経過的デイサービス事業		平成18年度のみ			

3 . 地域生活支援事業の確保の方策

(1) サービス事業者に対する情報提供等の実施

- 地域生活支援事業についても、委託する事業については、サービス事業者に対して必要な情報提供等を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(2) 地域活動支援センターの確保

- 地域活動支援センターは法定サービス以外の日中活動の場として重要です。このため、小規模作業所等が「地域活動支援センター」に円滑に移行できるよう、必要な情報提供や支援を行い、移行を促進していきます。

第3章 制度の円滑な実施のための方策

(1) 新たな障害福祉サービス等に関する周知徹底

- 障害者が「障害者自立支援法」に基づく新たなサービスを適切に利用することができるよう、法律やサービスの内容、利用手続き等について、広報やチラシ、パンフレットをはじめとした様々な媒体を活用して、わかりやすく、かつ障害の種類に応じた適切な情報提供に努めます。
- 媒体だけでは情報が行き届かない人も多いため、相談窓口での説明・情報提供を徹底するほか、日常的に障害者と接する機会の多いサービス事業者等と連携し、これらの関係機関・団体を通じた情報提供に努めます。

(2) 「宗像市障害者生活支援センター」の周知徹底

- 本市の相談支援の中核機関である「宗像市障害者生活支援センター」が、障害者の身近な相談支援窓口として、より一層活用していただけるよう、障害者やその家族、障害者団体はもとより、保健・福祉・医療・教育・労働等の障害者の生活に関わる様々な分野の関係機関・団体に対して、周知徹底を図ります。

(3) 公正な認定区分審査の実施

- 障害福祉サービスの支給決定に関する認定区分審査会において公正な審査が行われるよう、県等と連携して審査員の研修等を実施していきます。

(4) サービスの質の確保

- 障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の各種サービスについては、量の確保だけでなく、質の確保も必要であるため、ホームヘルパー等のサービス従事者に対する講座・講習等の受講を勧め、質の高いサービスが提供されるよう事業者に働きかけていきます。
- 地域生活支援事業は、本市に指定・指導権限があることから、地域生活支援事業の委託事業者に対しては、必要に応じて調査・監査等を行い、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう指導していきます。

(5) 利用者負担について

- 障害福祉サービスの利用者負担は、これまでの所得に着目した「応能負担」から、利用するサービス量を中心とした「応益負担」に見直され、安定したサービス提供を継続するため、原則1割の定率負担、食費や光熱水費の実費負担となりました。ただし世帯の状況に応じた負担上限額や各種軽減措置なども講じられています。
- 一方、市町村が主体となって実施する地域生活支援事業については、利用者負担についても市町村が定めるものとされました。本市では、相談支援事業等の一部事業を除き、障害福祉サービス（自立支援給付）の利用者負担の考え方に準じて、原則として1割の定率負担とし、また、自己負担の月額上限額についても障害福祉サービスに準じた額とします。なお、平成19年度から障害福祉サービスに係る利用者負担の更なる軽減策が講じられることに伴い、関連の深いサービス（訪問入浴サービス事業、移動支援事業、地域活動支援センターⅡ型、日中一時支援事業）については、宗像市独自の負担上限額を設定し、利用者の負担軽減を図ります。

【地域生活支援事業の利用者負担】

事業名	利用者負担	限度額管理
相談支援事業	なし	
コミュニケーション支援事業	なし	
日常生活用具給付等事業	1割	あり
社会参加促進事業（自動車改造・免許取得）	10万円を超える額	なし
経過的デイサービス事業	1割	あり
訪問入浴サービス事業	1割	合算して限度額管理を行う*
移動支援事業	1割	
地域活動支援センターⅡ型	1割	
日中一時支援事業	1割	

【*月額負担上限額】

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	3,750円
一般	市民税課税世帯	9,300円

(6) 地域自立支援協議会の推進

- 障害福祉サービスを円滑に実施するための方策についても、障害福祉に関わる関係機関・団体等のネットワークとして組織化する「地域自立支援協議会」において具体的に検討を行います。
- 検討に際しては、「地域生活移行」や「就労」等の各分野別に検討を深めるために、必要に応じて、地域自立支援協議会の中に分野別の作業部会（仮称）を設置するなどの対策を講じます。

(7) 障害者福祉施策全般の推進

- この計画は「障害者自立支援法」に基づき、障害福祉サービス等の見込み量や確保の方策等を定める計画ですが、障害者が地域で安心して生活し続けるためには、障害福祉サービス等の基盤整備だけでなく、障害者を地域で支える体制づくりや障害者理解の普及啓発、障害児に対する療育・保育・教育体制の充実、バリアフリーのまちづくりなど、障害者の日常生活に関わるあらゆる分野の施策を充実することが必要です。このため、地域福祉や障害者福祉に関する基本方針を示した「宗像市保健福祉計画」に基づき、障害者福祉施策全般の推進を図り、障害者が地域で安心して生活できる環境づくりを総合的に進めていきます。

第4章 計画の推進に向けて

(1) 計画の進行管理

- 各年度において、サービス見込等についての達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。
- 点検・評価は「保健福祉審議会」等の外部機関からの意見反映に努めます。
- 計画の内容や点検評価結果等の進捗状況に関わる情報を、広く市民に周知することに努めます。

(2) 県・近隣市町村等との連携

- 障害福祉サービス等の基盤整備については、単独自治体では困難な面が多くあります。広域的な取り組みや高い専門性が必要なこともあり、近隣市町村と連携を密に取るとはもとより、県主導による連絡調整や指導が望まれます。

資料編

1. 宗像市障害福祉計画検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく宗像市障害福祉計画(以下、「福祉計画」という。)作成のため、宗像市障害福祉計画検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、福祉計画作成のための調査研究を行い、福祉計画を作成し、市長へ提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる関係分野・団体の代表者等とし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成18年9月26日から平成19年3月31日までとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおく。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、宗像市福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

2. 宗像市障害福祉計画検討委員会委員名簿

区分	所属・役職	氏名	備考
当事者（身体）	宗像市身体障害者福祉協会会長	山田 芳久	委員長
”（知的）	福岡県知的障害者相談員	橋本 由美	
”（精神）	宗像コスモス会共同作業所所長	西 徹三	
学識経験者	福岡教育大学 教育学部助教授	保条 成宏	副委員長
事業所関係者	社会福祉法人さつき会施設長	上田 敏明	
医療関係者	宗像病院 精神保健福祉士	矢山 隆行	
就労支援関係者	福岡県央障害者就業・生活支援 センター ワーカー	舟津 裕介	
相談支援関係者	宗像市社会福祉協議会 福祉企画課長	牧 雅仁	
地域	宗像市民生児童委員協議会 副会長	島崎 康三	
	田島地区コミュニティ協議会 会長	中野 茂信	
行政	宗像保健福祉環境事務所 障害者福祉係長	大迫 信幸	
	宗像市福祉課長	吉本 和男	

3 . 宗像市障害福祉計画策定の経緯

平成 18 年	08 月 22 日	宗像市障害福祉計画ワーキング会議（第 1 回） ・ 計画策定の趣旨・概要、策定スケジュールについて
	09 月 26 日	宗像市障害福祉計画検討委員会（第 1 回） ・ 計画策定の趣旨・概要、策定スケジュールについて ・ 宗像市の障害者の現状について ・ 平成 18 年度における地域生活支援事業の方針について
	09 月 14 日	宗像市障害福祉計画ワーキング会議（第 2 回） ・ 相談支援体制のあり方について
	10 月 03 日	宗像市障害福祉計画ワーキング会議（第 3 回） ・ 相談支援体制のあり方について ・ 数値目標について
	10 月 25 日	宗像市障害福祉計画ワーキング会議（第 4 回） ・ 相談支援・就労移行の現状と課題、方針について ・ 地域生活支援事業の現状と課題、方針について
	11 月 07 日	宗像市障害福祉計画ワーキング会議（第 5 回） ・ 計画骨子案について
	11 月 30 日	宗像市障害福祉計画検討委員会（第 2 回） ・ 計画骨子案について
平成 19 年	01 月 10 日	宗像市障害福祉計画ワーキング会議（第 6 回） ・ 計画原案について ・ パブリックコメントの実施について
	01 月 19 日	宗像市障害福祉計画検討委員会（第 3 回） ・ 計画原案について ・ パブリックコメントの実施について
	0001 月 23 日～2 月 21 日	パブリックコメントの実施
	02 月 26 日	宗像市障害福祉計画ワーキング会議（第 7 回） ・ パブリックコメント回答の報告について ・ 計画最終案について
	03 月 06 日	宗像市障害福祉計画検討委員会（第 4 回） ・ パブリックコメント回答の報告について ・ 計画最終案について
	03 月 22 日	宗像市保健福祉審議会 ・ 計画案の諮問
	03 月 28 日	宗像市保健福祉審議会 ・ 計画案に対する答申

4 . 宗像市保健福祉審議会 諮問書・答申書

18宗福第 3266号
平成19年 3月22日

宗像市保健福祉審議会会長
平岡 蕃 様

宗像市長 谷井 博美

宗像市障害福祉計画の策定について（諮問）

宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

- 1 宗像市障害福祉計画（案）について

平成19年 3月28日

宗像市長 谷井 博美 様
(健康福祉部 福祉課)

宗像市保健福祉審議会
会長 平岡 蕃

宗像市障害福祉計画（案）について（答 申）

平成19年3月22日付18宗福第3266号をもって諮問のあった標記計画について審議を行いましたので、ここに答申いたします。

記

- (1) 宗像市障害福祉計画（案）は適正なものであると認めます。
なお、承認の理由については、別紙のとおりです。

別 紙

(理 由)

宗像市障害福祉計画（案）は、障害者自立支援法第88条に規定された市町村障害福祉計画にあたる計画であり、平成23年度を目標年度として、平成18年度から20年度までの障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量見込みや確保の方策等について定めた実施計画です。

この計画（案）は、学識経験者や障害福祉サービス従事者、当事者団体代表等で構成された宗像市障害福祉計画検討委員会において、4回に及ぶ審議を経て策定されたものであり、その内容は、上位計画である宗像市保健福祉計画の基本理念を踏襲しつつ、新たな事業体系に沿って目標をより具体的に示した計画であり、障害者自立支援法の趣旨を踏まえた適正なものであると認めます。

なお、審議の過程で次のような意見が提示されましたので、計画の実行に際して、十分配慮されますよう要望いたします。

- 障害者の地域生活や就労等についての体制づくりにあたっては、関係機関・団体や地域コミュニティ組織等との連携強化に留意し、効果的な支援ネットワークの形成に努められたい。特に、地域自立支援協議会については、その構成団体に幼稚園・保育所等、児童に関わる団体を加えるなど、幅広く関係機関・団体等とのネットワーク化を図り、十分にその役割を果たせるよう配慮されたい。

また、地域生活移行支援や就労支援等の具体的な取り組みにあたっては、個々の当事者が抱える個人的・社会的背景等に配慮し、実情を踏まえたサービス提供が行われるよう努められたい。

宗像市 障害福祉計画
平成 19 年 3 月発行

発 行
企画・監修

福岡県 宗像市
宗像市 健康福祉部 福祉課
〒811-3492 福岡県宗像市東郷 1 丁目 1 番 1 号
電 話 (0940) 36-3135
F A X (0940) 36-5856
ホームページアドレス <http://www.city.munakata.lg.jp>